宮崎県公報

令和７年３月27日（木曜日）号外　第 14 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　1年　64,800円

目　　次

頁

条　　例

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……（財政課）1

本号で公布された条例のあらまし

◎　使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1　改正の理由及び主な内容

⑴　物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うこととしました。

⑵　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正等に伴い、関連する手数料について、所要の改正を行うこととしました。

2　施行期日

この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

条　　例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月27日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県条例第13号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料） 第３条　法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第２項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 （１）～(393)　［略］ (393)の２　建築基準法第６条の３第１項の規定に基づく構造計算適合性判定の申請及び同法第18条第４項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求に対する審査　構造計算適合性判定手数料 (394)　建築基準法第７条第１項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事完了の通知に対する審査　建築物等に関する完了検査申請手数料 (395)　建築基準法第７条の３第１項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物	（手数料） 第３条　法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第２項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 （１）～(393)　［略］ (393)の２　建築基準法第６条の３第１項の規定に基づく構造計算適合性判定の申請及び同法第18条第５項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求に対する審査　構造計算適合性判定手数料 (394)　建築基準法第７条第１項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事完了の通知に対する審査　建築物等に関する完了検査申請手数料 (395)　建築基準法第７条の３第１項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物

等に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査　建築物等に関する中間検査申請手数料

(396) 建築基準法第７条の６第１項第１号又は第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第１号又は第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

(397)～(452)の14　［略］

(452)の15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第１項又は同法第13条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査　建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

(452)の16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第２項後段若しくは同法第13条第３項後段の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査　変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

(452)の17 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付　建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料

(452)の18 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(452)の19 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(452)の20 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査　建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

(452)の21・(453)　［略］

２～５　［略］

別表第１（第２条関係）

使用料	区分		単位	金額	納期	備考
１　東京学生寮使用料	寮室		１人１月につき	19,450円	［略］	
２　芸術劇場使用料	コンサートホール	入場料等を徴収しない場合又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後	 30,060円 60,020円 86,210円 158,710円 36,030円 72,070円	［略］	

等に関する中間検査の申請又は同法第18条第28項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査　建築物等に関する中間検査申請手数料

(396) 建築基準法第７条の６第１項第１号又は第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第38項第１号又は第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

(397)～(452)の14　［略］

(452)の15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第１項又は同法第12条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査　建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

(452)の16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第２項若しくは同法第12条第３項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査　変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

(452)の17 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付　建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料

(452)の18 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(452)の19 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(452)の20・(453)　［略］

２～５　［略］

別表第１（第２条関係）

使用料	区分		単位	金額	納期	備考
１　東京学生寮使用料	寮室		１人１月につき	42,000円	［略］	
２　芸術劇場使用料	コンサートホール	入場料等を徴収しない場合又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後	 39,600円 66,000円 95,000円 180,500円 47,500円 79,200円	［略］	

| | | |

				下の入場料等を徴収する場合	午後	111,780円									下の入場料等を徴収する場合	午後	122,900円								
					夜間	161,430円										夜間	177,000円								
					全日	296,160円										全日	336,200円								
					休日等											休日等									
					午前	67,040円										午前	88,400円								
					午後	134,090円										午後	147,500円								
					夜間	193,700円										夜間	212,400円								
					全日	355,350円										全日	403,400円								
				3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日										3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日								
					午前	62,120円										午前	81,900円								
					午後	124,140円										午後	136,500円								
					夜間	180,080円										夜間	196,600円								
					全日	329,680円										全日	373,500円								
					休日等											休日等									
					午前	74,480円										午前	98,300円								
					午後	148,970円										午後	163,800円								
					夜間	216,010円										夜間	235,900円								
					全日	395,580円										全日	448,200円								
			イベントホール	入場料等を徴収しない場合又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日								イベントホール	入場料等を徴収しない場合又は 1,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日								
					午前	4,710円										午前	7,500円								
					午後	9,420円										午後	12,500円								
					夜間	13,720円										夜間	18,000円								
					全日	25,140円										全日	34,200円								
					休日等											休日等									
					午前	5,650円										午前	9,000円								
					午後	11,410円										午後	15,000円								
					夜間	16,340円										夜間	21,600円								
					全日	30,270円										全日	41,000円								
				1,000円を超え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日										1,000円を超え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日								
					午前	7,120円										午前	11,300円								
					午後	14,240円										午後	18,800円								
					夜間	20,210円										夜間	27,100円								
					全日	37,500円										全日	51,500円								
					休日等											休日等									
					午前	8,590円										午前	13,600円								
					午後	17,070円										午後	22,600円								
					夜間	24,300円										夜間	32,500円								
					全日	45,150円										全日	61,800円								
				2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日										2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日								
					午前	10,680円										午前	16,900円								
					午後	21,370円										午後	28,100円								
					夜間	30,900円										夜間	40,500円								
					全日	56,780円										全日	77,000円								
					休日等											休日等									
					午前	12,780円										午前	20,300円								
					午後	25,870円										午後	33,700円								
					夜間	37,290円										夜間	48,600円								
					全日	68,300円										全日	92,400円								
				3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日										3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日								
					午前	11,830円										午前	18,800円								
					午後	23,780円										午後	31,300円								
					夜間	34,460円										夜間	45,100円								
					全日	63,060円										全日	85,700円								
					休日等											休日等									

			午前 午後 夜間 全日	14,350円 28,600円 41,480円 75,950円							午前 午後 夜間 全日	22,600円 37,600円 54,100円 102,800円			
	［略］								［略］						
3　青少年自然の家使用料	宿泊室		1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	 330円 660円 1,100円	［略］				3　青少年自然の家使用料	宿泊室		1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	 360円 710円 1,190円	［略］
	研修室		1室1時間につき	505円						研修室		1室1時間につき	540円		
	体育館	宮崎県青島青少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	 1,100円 550円						体育館	宮崎県青島青少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	 1,180円 590円		
		宮崎県むかばき青少年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家	1時間につき	785円							宮崎県むかばき青少年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家	1時間につき	850円		
	キャンプ場		1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及							キャンプ場		1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及			

				び青少年育成団体が使用するとき	30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき							び青少年育成団体が使用するとき	30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき					
					110円 220円 330円								120円 240円 360円					
			キャンプ用具	テント	1人1泊につき						キャンプ用具	テント	1人1泊につき					
					児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき								児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき					
					30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき								30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき					
					110円 220円 330円								120円 240円 360円					
				寝袋	1泊1個につき							寝袋	1泊1個につき					
					児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用す								児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用す					

					るとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	110円 220円 330円								るとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	120円 240円 360円			
				毛布	1泊1枚につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	110円 220円 330円						毛布	1泊1枚につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	120円 240円 360円			
［略］										［略］									
7　県営国民宿舎使用料	宿泊使用	和室	8畳室		1人1泊につき 1室を3人以上で使用するとき 大人 小学校児童 1室を2人以内で使用するとき	5,120円 4,100円	［略］	1～5［略］ 6　次に掲げる日からその翌日にかけて宿泊する場合は、上記金額に大人560円、小学校児童450円を加える。 （1）～（4）［略］		7　県営国民宿舎使用料	宿泊使用	和室	8畳室	1人1泊につき 1室を3人以上で使用するとき 大人 小学校児童 1室を2人以内で使用するとき	6,400円 5,130円	［略］	1～5［略］ 6　次に掲げる日からその翌日にかけて宿泊する場合は、上記金額に大人700円、小学校児童560円を加える。 （1）～（4）［略］	

						大人 小学校児童	6,145円 4,915円		7 ［略］							大人 小学校児童	7,680円 6,140円		7 ［略］			
					10畳室	１人１泊につき １室を４人以上で使用するとき 大人 小学校児童 １室を３人で使用するとき 大人 小学校児童 １室を２人以内で使用するとき 大人 小学校児童	5,120円 4,100円 5,890円 4,715円 6,660円 5,325円									10畳室	１人１泊につき １室を４人以上で使用するとき 大人 小学校児童 １室を３人で使用するとき 大人 小学校児童 １室を２人以内で使用するとき 大人 小学校児童	6,400円 5,130円 7,360円 5,890円 8,330円 6,660円					
					10畳室（洋間付）	１人１泊につき １室を４人以上で使用するとき 大人 小学校児童 １室を３人で使用するとき 大人 小学校児童 １室を２人以内で使	5,740円 4,590円 6,610円 5,280円									10畳室（洋間付）	１人１泊につき １室を４人以上で使用するとき 大人 小学校児童 １室を３人で使用するとき 大人 小学校児童 １室を２人以内で使	7,180円 5,740円 8,260円 6,600円					

						用するとき 大人 小学校児童	 7,460円 5,965円									用するとき 大人 小学校児童	 9,330円 7,460円						
					特別室（同）	１人１泊につき １室を５人以上で使用するとき 大人 小学校児童 １室を４人で使用するとき 大人 小学校児童 １室を３人で使用するとき 大人 小学校児童 １室を２人以内で使用するとき 大人 小学校児童	 6,865円 5,485円 7,375円 5,900円 7,890円 6,310円 8,920円 7,140円								特別室（同）	１人１泊につき １室を５人以上で使用するとき 大人 小学校児童 １室を４人で使用するとき 大人 小学校児童 １室を３人で使用するとき 大人 小学校児童 １室を２人以内で使用するとき 大人 小学校児童	 8,580円 6,860円 9,220円 7,380円 9,860円 7,890円 11,150円 8,930円						
				洋室	ツイン	１人１泊につき １室を２人以上で使用するとき 大人 小学校児童 １室を	 5,760円 4,610円							洋室	ツイン	１人１泊につき １室を２人以上で使用するとき 大人 小学校児童 １室を	 7,200円 5,760円						

| | | |

			室		につき ３時間まで ３時間を超え１時間を増すごとに	3,200円 635円							室		につき ３時間まで ３時間を超え１時間を増すごとに	4,000円 790円			
			広間		１人１回につき ３時間まで 大人 小学校児童 ３時間を超え１時間を増すごとに 大人 小学校児童	530円 420円 100円 80円							広間		１人１回につき ３時間まで 大人 小学校児童 ３時間を超え１時間を増すごとに 大人 小学校児童	660円 530円 130円 100円			
		会議使用	広間	21畳室	１室１日につき	9,180円						会議使用	広間	21畳室	１室１日につき	11,480円			
				28畳室	１日につき	12,170円								28畳室	１日につき	15,210円			
				35畳室	同	15,160円								35畳室	同	18,950円			
				54畳室	同	23,475円								54畳室	同	29,340円			
				67.5畳室	同	29,345円								67.5畳室	同	36,680円			
			研修ホール	104平方メートル室	１時間につき	4,185円							研修ホール	104平方メートル室	１時間につき	5,230円			
				182平方メートル室	同	7,330円								182平方メートル室	同	9,160円			
	８　えびの高原スポーツレクリエーション施設使用料	インラインスケート場	専用使用の場合		１時間につき 高等学校及び中学校の生徒並びに小学校児童の団体 その他の団体	4,425円 5,530円	［略］			８　えびの高原スポーツレクリエーション施設使用料	インラインスケート場	専用使用の場合			１時間につき 高等学校及び中学校の生徒並びに小学校児童の団体 その他の団体	5,310円 6,640円	［略］		
			専用使用でない場合		１人１日につき 大人 高等学	1,040円 835円							専用使用でない場合		１人１日につき 大人 高等学	1,250円 1,000円			

			校及び中学校の生徒小学校児童	625円			
	アイススケート場	専用使用の場合	１時間につき高等学校及び中学校の生徒並びに小学校児童の団体その他の団体	8,850円 11,065円			
		専用使用でない場合	１人１日につき大人 高等学校及び中学校の生徒小学校児童	1,040円 835円 625円			
［略］							
８の３ 屋外型トレーニングセンター使用料	サッカー・ラグビー場	全面を使用する場合	４時間まで ４時間を超え８時間まで ８時間を超え１時間を増すごとに	4,760円 9,520円 1,190円	［略］	［略］	
		半面を使用する場合	４時間まで ４時間を超え８時間まで ８時間を超え１時間を増すごとに	2,380円 4,760円 600円			
	多目的グラウンド	全面を使用する場合	４時間まで ４時間を超え８時間まで ８時間を超え１時間を増すごとに	4,480円 8,960円 1,120円			

			校及び中学校の生徒小学校児童	750円			
	アイススケート場	専用使用の場合	１時間につき高等学校及び中学校の生徒並びに小学校児童の団体その他の団体	10,620円 13,280円			
		専用使用でない場合	１人１日につき大人 高等学校及び中学校の生徒小学校児童	1,250円 1,000円 750円			
［略］							
８の３ 屋外型トレーニングセンター使用料	サッカー・ラグビー場	全面を使用する場合	４時間まで ４時間を超え８時間まで ８時間を超え１時間を増すごとに	5,130円 10,270円 1,280円	［略］	［略］	
		半面を使用する場合	４時間まで ４時間を超え８時間まで ８時間を超え１時間を増すごとに	2,560円 5,130円 640円			
	多目的グラウンド	全面を使用する場合	４時間まで ４時間を超え８時間まで ８時間を超え１時間を増すごとに	4,830円 9,660円 1,200円			

			半面を使用する場合	４時間まで ４時間を超え８時間まで ８時間を超え１時間を増すごとに	2,240円 4,480円 560円							半面を使用する場合	４時間まで ４時間を超え８時間まで ８時間を超え１時間を増すごとに	2,410円 4,830円 600円			
			トラックのみを使用する場合	１人１回につき ４時間まで ４時間を超えるとき	200円 400円							トラックのみを使用する場合	１人１回につき ４時間まで ４時間を超えるとき	210円 430円			
		室内練習場		１時間につき	1,330円		［略］				室内練習場		１時間につき	1,430円		［略］	
		トレーニングルーム	専用使用の場合	２時間につき	6,000円		１　［略］ ２　専用使用の場合であって、使用時間が８時間を超えるときの使用料の額は、１日につき26,000円とする。 ３　専用使用の場合であって、トレーニング機器を使用しないときの使用料の額は、１時間につき780円とし、使用時間が１時間未満のときは、その時間は１時間として計算し、使用時間に１時間未満の端数				トレーニングルーム	専用使用の場合	２時間につき	6,470円		１　［略］ ２　専用使用の場合であって、使用時間が８時間を超えるときの使用料の額は、１日につき28,050円とする。 ３　専用使用の場合であって、トレーニング機器を使用しないときの使用料の額は、１時間につき840円とし、使用時間が１時間未満のときは、その時間は１時間として計算し、使用時間に１時間未満の端数	
			専用使用でない場合	１人２時間につき	400円							専用使用でない場合	１人２時間につき	430円			

						があるときは、その端数は１時間として計算する。	
	第１ミーティングルーム			１時間につき	340円	［略］	
	第２ミーティングルーム			同	340円		
附属設備	照明設備	サッカー・ラグビー場	全面を使用する場合	同	720円		
			半面を使用する場合	同	480円		
		多目的グラウンド	全面を使用する場合	同	720円		
			半面を使用する場合	同	480円		
			トラックのみを使用する場合	１団体１時間につき	720円		
		室内練習場		１時間につき	180円		
	空調設備	トレーニングルーム		同	820円		
		第１ミーティングルーム		同	200円		
		第２ミーティングルーム		同	200円		
	シャワー室			１人１回につき	200円		
	広告掲出場所	［略］					
		その他のもの		表示面積0.1平方メートル１年につき	10,000円		
９ 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	窯業機械器具	［略］				［略］	
		電気炉（８キロワット）		同	600円		
		電気炉（18キロワット）		同	1,005円		
		ジョークラッシャー		同	460円		
		押出成形機		同	2,125円		
		瓦曲げ試験機		同	995円		
		低温恒温器		同	175円		
		超低温恒温器		同	355円		

						があるときは、その端数は１時間として計算する。	
	第１ミーティングルーム			１時間につき	360円	［略］	
	第２ミーティングルーム			同	360円		
附属設備	照明設備	サッカー・ラグビー場	全面を使用する場合	同	770円		
			半面を使用する場合	同	510円		
		多目的グラウンド	全面を使用する場合	同	770円		
			半面を使用する場合	同	510円		
			トラックのみを使用する場合	１団体１時間につき	770円		
		室内練習場		１時間につき	190円		
	空調設備	トレーニングルーム		同	880円		
		第１ミーティングルーム		同	210円		
		第２ミーティングルーム		同	210円		
	シャワー室			１人１回につき	210円		
	広告掲出場所	［略］					
		その他のもの		表示面積0.1平方メートル１年につき	10,790円		
９ 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	窯業機械器具	［略］				［略］	
		電気炉（８キロワット）		同	635円		
		電気炉（18キロワット）		同	1,045円		
		ジョークラッシャー		同	470円		
		瓦曲げ試験機		同	1,000円		
		低温恒温器		同	180円		
		超低温恒温器		同	370円		

				インバータホットプレス	同	3,090円							インバータホットプレス	同	3,120円			
				皿型造粒機	同	450円							皿型造粒機	同	455円			
				［略］									［略］					
				電気マッフル炉	同	250円							電気マッフル炉	同	265円			
			分析機械器具	ガスクロマトグラフ	同	1,150円						分析機械器具	ガスクロマトグラフ	同	1,165円			
				蛍光Ｘ線分析装置	同	4,280円							蛍光Ｘ線分析装置	同	4,335円			
				高出力Ｘ線回折装置	同	3,760円							高出力Ｘ線回折装置	同	3,785円			
				溶出試験機	同	900円												
				低真空走査電子顕微鏡	同	1,835円							低真空走査電子顕微鏡	同	1,855円			
				示差熱天びん・熱膨張測定システム	同	3,875円							示差熱天びん・熱膨張測定システム	同	3,905円			
				Ｘ線分析顕微鏡	同	3,455円							Ｘ線分析顕微鏡	同	3,470円			
				粒度分布測定装置	同	1,680円							粒度分布測定装置	同	1,690円			
				粒度計数装置	同	3,455円												
				カールフィッシャー水分計	同	420円							カールフィッシャー水分計	同	430円			
				電子線マイクロアナライザー	同	5,560円							電子線マイクロアナライザー	同	5,590円			
				ＦＴ－ＩＲ顕微鏡	同	3,665円							ＦＴ－ＩＲ顕微鏡	同	3,685円			
				炭素硫黄同時分析装置	同	3,545円							炭素硫黄同時分析装置	同	3,605円			
				電位差滴定装置	同	525円							電位差滴定装置	同	530円			
				高周波プラズマ発光分析装置	同	4,090円							高周波プラズマ発光分析装置	同	4,190円			
				高速試料分解装置	同	1,835円							高速試料分解装置	同	1,855円			
				遠心分離機	同	735円							遠心分離機	同	745円			
				生物顕微鏡	同	905円							生物顕微鏡	同	920円			
				微粉砕機	同	145円							微粉砕機	同	150円			
				ヘリウム比重計	同	840円							ヘリウム比重計	同	855円			
				浸透圧計	同	1,050円							浸透圧計	同	1,060円			
				ポロシメーター	同	3,355円							ポロシメーター	同	3,365円			
				［略］									［略］					
				高速液体クロマトグラフ	同	2,095円							高速液体クロマトグラフ	同	2,110円			
				スプレードライヤー	同	770円												
				全有機炭素量測定装置	同	1,045円												

| | | |

				機（ 100トン ）									機（ 100トン ）						
				ビッカース硬度計	同	630円							ビッカース硬度計	同	635円				
				デジタルロックウェル硬度計	同	365円							デジタルロックウェル硬度計	同	370円				
				［略］									［略］						
				システム実体顕微鏡	同	630円							システム実体顕微鏡	同	635円				
				オートグラフ	同	4,080円							オートグラフ	同	4,115円				
				ＴＩＧ溶接装置	同	780円							ＴＩＧ溶接装置	同	795円				
				表面粗さ輪郭形状測定システム（表面粗さ解析測定）	同	1,035円							表面粗さ輪郭形状測定システム（表面粗さ解析測定）	同	1,040円				
				表面粗さ輪郭形状測定システム（輪郭形状測定）	同	1,165円							表面粗さ輪郭形状測定システム（輪郭形状測定）	同	1,170円				
				金属顕微鏡	同	1,210円							金属顕微鏡	同	1,215円				
				マシニングセンター	同	3,145円													
				精密万能材料試験機（ 200トン）	同	5,110円							精密万能材料試験機（ 200トン）	同	5,165円				
				試料切断機	同	845円							試料切断機	同	865円				
				顕微鏡画像解析装置	同	3,040円													
				マイクロビッカース硬度計	同	500円							マイクロビッカース硬度計	同	510円				
				冷熱衝撃試験器	同	1,305円							冷熱衝撃試験器	同	1,360円				
				［略］									［略］						
				雰囲気加熱炉	同	1,680円							雰囲気加熱炉	同	1,755円				
				高速昇温電気炉	同	525円							高速昇温電気炉	同	555円				
				均熱炉	同	945円							均熱炉	同	995円				
				回転炉	同	820円							回転炉	同	850円				
				炉底昇降式電気炉	同	2,170円							炉底昇降式電気炉	同	2,240円				
				［略］									［略］						
				雰囲気電気炉	同	1,625円							雰囲気電気炉	同	1,680円				
				高温酸化炉	同	840円							高温酸化炉	同	855円				
				高温拡散炉	同	765円							高温拡散炉	同	785円				
				開先加工機	同	530円							開先加工機	同	535円				
				スポット溶接機	同	1,310円							スポット溶接機	同	1,370円				
				［略］									［略］						
				万能投影機	同	515円							万能投影機	同	520円				
				ＣＯ２半自動溶接機	同	755円							ＣＯ２半自動溶接機	同	825円				
				精密万能自動	同	620円							精密万能自動	同	635円				

| | | |

				サンプリングオシロスコープ	同	1,905円								サンプリングオシロスコープ	同	1,910円			
				ソルトバス	同	1,325円								ソルトバス	同	1,395円			
				工業用超音波洗浄機	同	630円								工業用超音波洗浄機	同	640円			
				曲げ試験機	同	410円								曲げ試験機	同	415円			
				ＬＥＤ照明用雑音電界強度測定装置	同	285円								ＬＥＤ照明用雑音電界強度測定装置	同	290円			
				［略］										［略］					
				小型射出成形機	同	1,530円								小型射出成形機	同	1,545円			
				電波暗室（ギガヘルツ対応）	同	2,065円								電波暗室（ギガヘルツ対応）	同	2,095円			
				サージイミュニティ試験器（15キロボルト対応）	同	1,150円								サージイミュニティ試験器（15キロボルト対応）	同	1,155円			
				ファーストトランジェント／バーストイミュニティ試験器（ 4.8キロボルト対応）	同	770円								ファーストトランジェント／バーストイミュニティ試験器（ 4.8キロボルト対応）	同	775円			
				静電気試験器（30キロボルト対応）	同	815円								静電気試験器（30キロボルト対応）	同	820円			
				低周波ＥＭＣ試験システム	同	795円								低周波ＥＭＣ試験システム	同	800円			
				［略］										［略］					
				ＣＡＥシステム	同	715円								ＣＡＥシステム	同	1,575円			
				［略］										［略］					
				スーパーイメージ炉	同	2,130円								スーパーイメージ炉	同	2,215円			
				ハイスピードカメラ	同	1,325円								ハイスピードカメラ	同	1,335円			
				Ｘ線ＣＴ装置	同	5,935円								Ｘ線ＣＴ装置	同	5,950円			
				ＣＴデータ解析ソフト	同	3,510円								ＣＴデータ解析ソフト	同	3,520円			
				ループアンテナ	同	385円								ループアンテナ	同	390円			
				［略］										［略］					
				デジタルマイクロスコープ	同	1,470円								デジタルマイクロスコープ	同	1,475円			
				［略］										［略］					
				超音波探傷機	同	420円								超音波探傷機	同	425円			
				超微小硬度計	同	2,145円								超微小硬度計	同	2,150円			
				超音波硬さ計	同	130円								超音波硬さ計	同	135円			
				［略］										［略］					
				試料研磨シス	同	435円								試料研磨シス	同	440円			

| | | |

													度計				
													３Ｄスキャナー（ハンディタイプ）	同	1,865円		
			デザイン関係機械器具	［略］							デザイン関係機械器具	［略］					
				スタジオ撮影装置	同	590円						スタジオ撮影装置	同	595円			
				フラットベッドカッティングプロッタ	同	675円						フラットベッドカッティングプロッタ	同	680円			
				３Ｄプリンタ（石膏タイプ）	同	2,810円											
				３Ｄプリンタ（樹脂タイプ）	同	1,710円						３Ｄプリンタ（樹脂タイプ）	同	1,965円			
				レーザー加工機	同	205円						レーザー加工機	同	215円			
				［略］								［略］					
				３次元ＵＶプリントシステム	同	2,270円						３次元ＵＶプリントシステム	同	2,300円			
				［略］								［略］					
				３Ｄプリンタ（透明樹脂）	同	3,390円						３Ｄプリンタ（透明樹脂）	同	3,645円			
				３Ｄプリンタ（シリコン）	同	4,430円						３Ｄプリンタ（シリコン）	同	4,825円			
				３Ｄプリンタ（オニキス）	同	505円						３Ｄプリンタ（オニキス）	同	600円			
				３Ｄプリンタ（ケブラー）	同	2,565円						３Ｄプリンタ（ケブラー）	同	3,600円			
				３Ｄプリンタ（カーボンファイバー）	同	4,035円						３Ｄプリンタ（カーボンファイバー）	同	5,360円			
			食品関係機械器具	エクストルーダー	同	2,030円					食品関係機械器具						
				木材爆砕装置	同	980円						木材爆砕装置	同	995円			
				スモークハウス	同	1,035円						スモークハウス	同	1,050円			
				［略］								［略］					
				ドラムドライヤー	同	1,275円						ドラムドライヤー	同	1,280円			
				真空凍結乾燥装置	同	420円						真空凍結乾燥装置	同	445円			
				アミノ酸分析計	同	2,535円						アミノ酸分析計	同	2,540円			
				恒温振とう機	同	130円						恒温振とう機	同	140円			
				バイオクリーンベンチ	同	245円						バイオクリーンベンチ	同	250円			
				遺伝子増幅装置	同	170円						遺伝子増幅装置	同	175円			
				遺伝子導入装置	同	220円											
				核磁気共鳴装	同	5,805円											

| | | |

| | | |

			イ装置				
			真空フライヤー	同	1,660円		
			真空キャッパー	同	370円		
			ホットパック対応卓上型真空包装機	同	195円		
			気流式製粉機	同	890円		
			万能カッター	同	335円		
			回転式加熱調理殺菌装置	同	870円		
			炭酸飲料製造装置	同	3,180円		
			揮発性成分精密分析装置	同	5,370円		
		［略］					
		［略］					
［略］							
10 農業科学公園使用料	イベントホール		1室につき	午前	3,565円	［略］	
				午後	7,130円		
	物産館ホール		1平方メートル1日につき		39円		
11 農業大学校授業料及び農業大学校宿泊室等使用料	［略］						
	宿泊室等使用料	宿泊室	1人1泊につき		1,070円	［略］	
		研修室	1室につき	午前	1,605円		
				午後	3,205円		
				夜間	3,205円		
		体育館	1時間につき		525円		
11の2 地域農業改良普及センター使用料	研修室		1室につき	午前	1,605円	［略］	［略］
				午後	3,205円		
	食品加工室		1室につき	午前	2,120円		
				午後	4,235円		
	食品関係機械器具	塩分測定機	1台1回につき		100円		
		大型蒸し器	同		100円		
		ジューサー	同		100円		
		ミキサー	同		100円		
		フードプロセッサー	同		100円		
		打栓機	同		100円		
		圧搾計	同		100円		
		赤外線水分計	同		100円		

			イ装置				
			真空フライヤー	同	1,700円		
			真空キャッパー	同	375円		
			ホットパック対応卓上型真空包装機	同	210円		
			気流式製粉機	同	900円		
			万能カッター	同	350円		
			回転式加熱調理殺菌装置	同	890円		
			炭酸飲料製造装置	同	3,215円		
			揮発性成分精密分析装置	同	5,385円		
		［略］					
		［略］					
［略］							
10 農業科学公園使用料	イベントホール		1室につき	午前	3,850円	［略］	
				午後	7,690円		
	物産館ホール		1平方メートル1日につき		40円		
11 農業大学校授業料及び農業大学校宿泊室等使用料	［略］						
	宿泊室等使用料	宿泊室	1人1泊につき		1,150円	［略］	
		研修室	1室につき	午前	1,730円		
				午後	3,460円		
				夜間	3,460円		
		体育館	1時間につき		570円		
11の2 地域農業改良普及センター使用料	研修室		1室につき	午前	1,730円	［略］	［略］
				午後	3,460円		
	食品加工室		1室につき	午前	2,285円		
				午後	4,570円		
	食品関係機械器具	塩分測定機	1台1回につき		110円		
		大型蒸し器	同		110円		
		ジューサー	同		110円		
		ミキサー	同		110円		
		フードプロセッサー	同		110円		
		打栓機	同		110円		
		圧搾計	同		110円		
		赤外線水分計	同		110円		

		真空包装機	同	200円		
		シール機	同	200円		
［略］						
12　高等水産研修所授業料及び高等水産研修所宿泊室等使用料	［略］					
	宿泊室等使用料	宿泊室	1人1泊につき	1,070円	［略］	
		体育館	1時間につき	525円		
		研修室	1室につき 午前 午後	 995円 1,985円		
13　林業技術センター使用料	宿泊室		1人1泊につき	1,070円	［略］	
	大研修室		1室につき 午前 午後	 3,205円 6,410円		
	中研修室		1室につき 午前 午後	 1,600円 3,205円		
	小研修室		1室につき 午前 午後	 1,070円 2,135円		
14　木材利用技術センター使用料	高周波加熱装置付きホットプレス		1時間につき	19,500円	［略］	
	［略］					
	フィンガーシェーパー		同	3,665円		
	フィンガーコンポーザ		同	5,670円		
	［略］					
	軸傾斜横引き丸のこ盤		同	1,205円		
	［略］					
	ウッドセラミック焼成炉		同	4,295円		
	ホットプレス		同	8,650円		
	リングフレーカー		同	5,960円		
	万能材料試験機		同	1,635円		
	［略］					
	恒温恒湿室		同	515円		
	［略］					
	［略］					
15　ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ	宿泊使用	個別サイト	1サイト1回につき	5,300円	［略］	
		グループサイトA	同	10,500円		
		グループサイトB	同	7,900円		

		真空包装機	同	215円		
		シール機	同	215円		
［略］						
12　高等水産研修所授業料及び高等水産研修所宿泊室等使用料	［略］					
	宿泊室等使用料	宿泊室	1人1泊につき	1,150円	［略］	
		体育館	1時間につき	570円		
		研修室	1室につき 午前 午後	 1,070円 2,140円		
13　林業技術センター使用料	宿泊室		1人1泊につき	1,150円	［略］	
	大研修室		1室につき 午前 午後	 3,460円 6,920円		
	中研修室		1室につき 午前 午後	 1,730円 3,460円		
	小研修室		1室につき 午前 午後	 1,150円 2,300円		
14　木材利用技術センター使用料	高周波加熱装置付きホットプレス		1時間につき	19,545円	［略］	
	［略］					
	フィンガーシェーパー		同	3,670円		
	フィンガーコンポーザ		同	5,675円		
	［略］					
	軸傾斜横引き丸のこ盤		同	1,210円		
	［略］					
	ウッドセラミック焼成炉		同	4,305円		
	ホットプレス		同	8,675円		
	リングフレーカー		同	5,975円		
	万能材料試験機		同	1,640円		
	［略］					
	恒温恒湿室		同	520円		
	［略］					
	［略］					
15　ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ	宿泊使用	個別サイト	1サイト1回につき	5,700円	［略］	
		グループサイトA	同	11,400円		
		グループサイトB	同	8,500円		

		場使用料		キャンピングカーサイト	同	6,100円					場使用料		キャンピングカーサイト	同	6,600円				
				広場サイト	１人１回につき 青少年の団体が使用するとき 大人 小学校児童 その他のものが使用するとき 大人 小学校児童	 700円 350円 1,400円 700円							広場サイト	１人１回につき 青少年の団体が使用するとき 大人 小学校児童 その他のものが使用するとき 大人 小学校児童	 750円 380円 1,500円 750円				
				キャビンA	１棟１回につき	15,100円							キャビンA	１棟１回につき	16,200円				
				キャビンB	同	10,600円							キャビンB	同	11,400円				
				キャビンC	同	6,900円							キャビンC	同	7,500円				
				キャビンD	同	12,200円							キャビンD	同	13,200円				
				［略］									［略］						
			一時使用	個別サイト	１サイト１回につき	2,650円						一時使用	個別サイト	１サイト１回につき	2,850円				
				グループサイトA	同	5,250円							グループサイトA	同	5,700円				
				グループサイトB	同	3,950円							グループサイトB	同	4,250円				
				キャンピングカーサイト	同	3,050円							キャンピングカーサイト	同	3,300円				
				広場サイト	１人１回につき 青少年の団体が使用するとき 大人 小学校児童 その他のものが使用するとき 大人	 350円 180円 700円							広場サイト	１人１回につき 青少年の団体が使用するとき 大人 小学校児童 その他のものが使用するとき 大人	 380円 190円 750円				

				小学校児童	350円		
		キャビンA		1棟1回につき	7,550円		
		キャビンB		同	5,300円		
		キャビンC		同	3,450円		
		キャビンD		同	6,100円		
		［略］					
	［略］						
16　青島亜熱帯植物園使用料	学習室			1時間につき		［略］	
				空調設備を使用するとき	550円		
				空調設備を使用しないとき	480円		
17　産業開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室等使用料	［略］						
	宿泊室等使用料	宿泊室		1人1泊につき	1,070円	［略］	
		大教室		1室1時間につき			
				全面を使用する場合	1,500円		
				半面を使用する場合	750円		
		中教室		同	1,200円		
		小教室		同	600円		
		体育館		1時間につき	525円		
		運転練習場		同	240円		
		機械練習場		同	65円		
18　サンビーチ一ツ葉使用料	［略］					［略］	
	駐車場			1利用につき			［略］
				普通自動車（乗員定員11人以上のもの）	680円		
				普通自動車（乗員定員10人以下のもの）	340円		
				大型特殊自動	680円		

				小学校児童	380円		
		キャビンA		1棟1回につき	8,100円		
		キャビンB		同	5,700円		
		キャビンC		同	3,750円		
		キャビンD		同	6,600円		
		［略］					
	［略］						
16　青島亜熱帯植物園使用料	学習室			1時間につき		［略］	
				空調設備を使用するとき	590円		
				空調設備を使用しないとき	510円		
17　産業開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室等使用料	［略］						
	宿泊室等使用料	宿泊室		1人1泊につき	1,150円	［略］	
		大教室		1室1時間につき			
				全面を使用する場合	1,620円		
				半面を使用する場合	810円		
		中教室		同	1,290円		
		小教室		同	650円		
		体育館		1時間につき	570円		
		運転練習場		同	260円		
		機械練習場		同	70円		
18　サンビーチ一ツ葉使用料	［略］					［略］	
	駐車場			1利用につき			［略］
				普通自動車（乗員定員11人以上のもの）	700円		
				普通自動車（乗員定員10人以下のもの）	350円		
				大型特殊自動	700円		

		車 小型自動車（二輪自動車を除く。） 小型特殊自動車 軽自動車（二輪自動車を除く。） ［略］	340円 340円 340円 ［略］		
［略］					

別表第２（第３条関係）

手数料	区分	単位	金額	備考
［略］				
11 土地掘削許可申請手数料		１件につき	120,000円	
11の２ 土地掘削許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		１件につき	7,400円	
11の３ 掘削のための施設等の変更の許可申請手数料		１件につき	24,000円	
12 ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料		１件につき	110,000円	
12の２ ゆう出路増掘又は動力装置		１件につき	7,400円	

		車 小型自動車（二輪自動車を除く。） 小型特殊自動車 軽自動車（二輪自動車を除く。） ［略］	350円 350円 350円 ［略］		
［略］					

別表第２（第３条関係）

手数料	区分	単位	金額	備考
［略］				
11 土地掘削許可申請手数料		１件につき	124,100円	
11の２ 土地掘削許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		１件につき	7,600円	
11の３ 掘削のための施設等の変更の許可申請手数料		１件につき	24,800円	
12 ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料		１件につき	113,800円	
12の２ ゆう出路増掘又は動力装置		１件につき	7,600円	

の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料						の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料					
12の３ゆう出路増掘のための変更の許可申請手数料		１件につき	24,000円			12の３ゆう出路増掘のための変更の許可申請手数料		１件につき	24,800円		
12の４温泉採取許可申請手数料		１件につき	35,000円			12の４温泉採取許可申請手数料		１件につき	36,100円		
12の５温泉採取許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		１件につき	7,400円			12の５温泉採取許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		１件につき	7,600円		
12の６可燃性天然ガス濃度確認申請手数料		１件につき	7,400円			12の６可燃性天然ガス濃度確認申請手数料		１件につき	7,600円		
12の７温泉採取施設等の変更の許可申請手数料		１件につき	24,000円			12の７温泉採取施設等の変更の許可申請手数料		１件につき	24,800円		
13　温泉利用許可申請手数料		１件につき	35,000円			13　温泉利用許可申請手数料		１件につき	36,000円		
13の２温泉利用許可を受けた地位の承継の承認		１件につき	7,400円			13の２温泉利用許可を受けた地位の承継の承認		１件につき	7,600円		

申請手数料				
13の3 温泉成分分析施設登録申請手数料		1件につき	50,000円	
14 鳥獣飼養登録申請手数料		1件につき	3,400円	
15 鳥獣飼養登録更新申請手数料		1件につき	3,400円	
16 鳥獣飼養登録票再交付手数料		1件につき	3,400円	
［略］				
138 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料	甲 物品試験 （1） 環境衛生試験 ア～カ ［略］ キ 鉱泉又は温泉の試験 （ア） 療養適否試験 （イ） 定量試験 ク ［略］ （2） 医薬品等の試験 ア 日本薬局方適否試験 イ 医薬品等の定性試験 （ア） 簡易なもの （イ） 普通のもの （ウ） 複雑なもの ウ 医薬品等の定量試験 （ア） ［略］ （イ） 普通のもの （ウ） ［略］ （3） 食品等の試験	［略］ 1件につき 同 ［略］ 1件につき 1成分につき 同 同 ［略］ 同 ［略］	［略］ 23,075円 69,860円 ［略］ 6,920円 1,270円 2,555円 4,615円 ［略］ 4,705円 ［略］	［略］

申請手数料				
13の3 温泉成分分析施設登録申請手数料		1件につき	51,500円	
14 鳥獣飼養登録申請手数料		1件につき	3,500円	
15 鳥獣飼養登録更新申請手数料		1件につき	3,500円	
16 鳥獣飼養登録票再交付手数料		1件につき	3,500円	
［略］				
138 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料	甲 物品試験 （1） 環境衛生試験 ア～カ ［略］ キ ［略］ （2） 医薬品等の試験 ア 日本薬局方適否試験 イ 医薬品等の定性試験 （ア） 簡易なもの （イ） 普通のもの （ウ） 複雑なもの ウ 医薬品等の定量試験 （ア） ［略］ （イ） 普通のもの （ウ） ［略］ （3） 食品等の試験	［略］ ［略］ 1件につき 1成分につき 同 同 ［略］ 同 ［略］	［略］ ［略］ 7,220円 1,305円 2,635円 4,630円 ［略］ 4,785円 ［略］	［略］

	ア　［略］	［略］	［略］	
	イ　食品等の定量試験			
	（ア）～（ウ）［略］	［略］	［略］	
	（エ）　非常に複雑なもの	同	23,700円	
	ウ・エ　［略］	［略］	［略］	
	（４）　環境、食品等の細菌検査			
	ア　［略］	［略］	［略］	
	イ　培養検査			
	（ア）　簡易なもの	同	1,195円	
	（イ）［略］	［略］	［略］	
	（ウ）　複雑なもの	同	2,895円	
	（５）　人体成分、排せつ物等中の特殊物質試験			
	ア　簡易なもの	１成分につき	1,260円	
	イ　普通のもの	同	4,040円	
	ウ　［略］	［略］	［略］	
	（６）　［略］	［略］	［略］	
	［略］			
139　県立産院等文書作成手数料	死亡診断書	１件につき	3,300円	［略］
	病歴書	同	2,200円	
	死体検案書	同	3,557円	
	障害診断書	同	3,557円	
	裁判関係診断書	同	4,400円	
	生命保険又は恩給診断書	同	4,400円	
	海外移住関係診断書	同	2,200円	
	交通事故診断書	同	4,400円	
	特定疾患診断書	同	3,557円	
	その他の診断書	同	2,200円	
	自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同	3,557円	
	出生証明書	同	2,200円	
	意見書	同	3,557円	
	症状調査書	同	4,400円	
	その他の証明書	同	1,189円	
［略］				
142　居宅サービス事	訪問介護	１件につき	15,000円	
	訪問入浴介護	同	15,000円	

	ア　［略］	［略］	［略］	
	イ　食品等の定量試験			
	（ア）～（ウ）［略］	［略］	［略］	
	（エ）　非常に複雑なもの	同	23,865円	
	ウ・エ　［略］	［略］	［略］	
	（４）　環境、食品等の細菌検査			
	ア　［略］	［略］	［略］	
	イ　培養検査			
	（ア）　簡易なもの	同	1,200円	
	（イ）［略］	［略］	［略］	
	（ウ）　複雑なもの	同	2,910円	
	（５）　人体成分、排せつ物等中の特殊物質試験			
	ア　簡易なもの	１成分につき	1,300円	
	イ　普通のもの	同	4,105円	
	ウ　［略］	［略］	［略］	
	（６）　［略］	［略］	［略］	
	［略］			
139　県立産院等文書作成手数料	死亡診断書	１件につき	4,125円	［略］
	病歴書	同	2,750円	
	死体検案書	同	4,445円	
	障害診断書	同	4,445円	
	裁判関係診断書	同	5,500円	
	生命保険又は恩給診断書	同	5,500円	
	海外移住関係診断書	同	2,750円	
	交通事故診断書	同	5,500円	
	特定疾患診断書	同	4,445円	
	その他の診断書	同	2,750円	
	自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同	4,445円	
	出生証明書	同	2,750円	
	意見書	同	4,445円	
	症状調査書	同	5,500円	
	その他の証明書	同	1,485円	
［略］				
142　居宅サービス事	訪問介護	１件につき	15,800円	
	訪問入浴介護	同	15,800円	

業者指定申請手数料	訪問看護	同	15,000円	
	訪問リハビリテーション	同	15,000円	
	居宅療養管理指導	同	15,000円	
	通所介護	同	15,000円	
	通所リハビリテーション	同	15,000円	
	短期入所生活介護	同	15,000円	
	短期入所療養介護	同	15,000円	
	特定施設入居者生活介護	同	30,000円	
	福祉用具貸与	同	15,000円	
	特定福祉用具販売	同	15,000円	
142の２ 介護老人福祉施設指定申請手数料		１件につき	30,000円	
142の３ 介護予防サービス事業者指定申請手数料		１件につき	10,000円	
143 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		１件につき	9,800円	
［略］				
143の３ 介護支援専門員証交付手数料		１件につき	2,400円	
［略］				
143の７ 介護支援専門員証書換え交付手数料		１件につき	2,000円	
143の８ 介護支援専門員証		１件につき	2,000円	

業者指定申請手数料	訪問看護	同	15,800円	
	訪問リハビリテーション	同	15,800円	
	居宅療養管理指導	同	15,800円	
	通所介護	同	15,800円	
	通所リハビリテーション	同	15,800円	
	短期入所生活介護	同	15,800円	
	短期入所療養介護	同	15,800円	
	特定施設入居者生活介護	同	32,200円	
	福祉用具貸与	同	15,800円	
	特定福祉用具販売	同	15,800円	
142の２ 介護老人福祉施設指定申請手数料		１件につき	32,200円	
142の３ 介護予防サービス事業者指定申請手数料		１件につき	10,800円	
143 介護支援専門員実務研修受講試験手数料		１件につき	10,000円	
［略］				
143の３ 介護支援専門員証交付手数料		１件につき	2,600円	
［略］				
143の７ 介護支援専門員証書換え交付手数料		１件につき	2,200円	
143の８ 介護支援専門員証		１件につき	2,200円	

再交付手数料						再交付手数料					
143の９ 介護支援専門員の登録の移転に伴う介護支援専門員証交付手数料		１件につき	2,400円			143の９ 介護支援専門員の登録の移転に伴う介護支援専門員証交付手数料		１件につき	2,600円		
143の10 居宅サービス事業者指定更新申請手数料	訪問介護	１件につき	7,500円			143の10 居宅サービス事業者指定更新申請手数料	訪問介護	１件につき	8,100円		
	訪問入浴介護	同	7,500円				訪問入浴介護	同	8,100円		
	訪問看護	同	7,500円				訪問看護	同	8,100円		
	訪問リハビリテーション	同	7,500円				訪問リハビリテーション	同	8,100円		
	居宅療養管理指導	同	7,500円				居宅療養管理指導	同	8,100円		
	通所介護	同	7,500円				通所介護	同	8,100円		
	通所リハビリテーション	同	7,500円				通所リハビリテーション	同	8,100円		
	短期入所生活介護	同	7,500円				短期入所生活介護	同	8,100円		
	短期入所療養介護	同	7,500円				短期入所療養介護	同	8,100円		
	特定施設入居者生活介護	同	15,000円				特定施設入居者生活介護	同	16,300円		
	福祉用具貸与	同	7,500円				福祉用具貸与	同	8,100円		
	特定福祉用具販売	同	7,500円				特定福祉用具販売	同	8,100円		
143の11 介護老人福祉施設指定更新申請手数料		１件につき	15,000円			143の11 介護老人福祉施設指定更新申請手数料		１件につき	16,300円		
144　介護老人保健施設開設許可手数料		１件につき	63,000円			144　介護老人保健施設開設許可手数料		１件につき	64,200円		
144の２ 介護老人保健施設変更許可手数料		１件につき	33,000円			144の２ 介護老人保健施設変更許可手数料		１件につき	33,700円		
144の３ 介護老人保健施設開設許		１件につき	15,000円			144の３ 介護老人保健施設開設許		１件につき	16,300円		

可更新申請手数料				
144の４ 介護医療院開設許可申請手数料		１件につき	63,000円	
144の５ 介護医療院変更許可申請手数料		１件につき	33,000円	
［略］				
144の７ 介護医療院開設許可更新申請手数料		１件につき	15,000円	
144の８ 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		１件につき	5,000円	
144の９ 喀痰（かくたん）吸引等業務の事業者登録手数料		１件につき	1,500円	
144の10 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料		１件につき	1,000円	
［略］				
144の12 特定行為業務の事業者登録手数料		１件につき	1,500円	

可更新申請手数料				
144の４ 介護医療院開設許可申請手数料		１件につき	64,200円	
144の５ 介護医療院変更許可申請手数料		１件につき	33,700円	
［略］				
144の７ 介護医療院開設許可更新申請手数料		１件につき	16,300円	
144の８ 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		１件につき	5,400円	
144の９ 喀痰（かくたん）吸引等業務の事業者登録手数料		１件につき	1,700円	
144の10 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料		１件につき	1,200円	
［略］				
144の12 特定行為業務の事業者登録手数料		１件につき	1,700円	

［略］				
171の６ 犬引取手数料	（１）　生後91日以上 （２）　生後91日未満	１頭につき 10頭までごとにつき	2,000円 2,000円	
172　猫引取手数料	（１）　生後91日以上 （２）　生後91日未満	１匹につき 10匹までごとにつき	2,000円 2,000円	
172の２ 抑留に係る犬の飼養管理及び返還手数料	（１）　犬の飼養管理 （２）　犬の返還	１頭１日につき １頭につき	430円 4,110円	
［略］				
218の５ 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	（１）・（２）［略］ （３）　日本薬局方医薬品 （４）　［略］	［略］ 同 ［略］	［略］ 22,700円 ［略］	
［略］				
223の６ 医療機器修理業許可申請手数料		１件につき	69,400円	
223の７ 医療機器修理業許可更新申請手数料		１件につき	47,600円	
223の８ 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料		１件につき	17,500円	
［略］				
230　毒		１件につ	10,500円	

［略］				
171の６ 犬引取手数料	（１）　生後91日以上 （２）　生後91日未満	１頭につき 10頭までごとにつき	2,200円 2,200円	
172　猫引取手数料	（１）　生後91日以上 （２）　生後91日未満	１匹につき 10匹までごとにつき	2,200円 2,200円	
172の２ 抑留に係る犬の飼養管理及び返還手数料	（１）　犬の飼養管理 （２）　犬の返還	１頭１日につき １頭につき	500円 4,500円	
［略］				
218の５ 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	（１）・（２）［略］ （３）　日本薬局方医薬品 （４）　［略］	［略］ 同 ［略］	［略］ 24,100円 ［略］	
［略］				
223の６ 医療機器修理業許可申請手数料		１件につき	70,700円	
223の７ 医療機器修理業許可更新申請手数料		１件につき	48,500円	
223の８ 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料		１件につき	17,800円	
［略］				
230　毒		１件につ	10,700円	

物劇物取扱者試験手数料		き		
［略］				
234 麻薬卸売業者免許申請手数料		1件につき	14,600円	
235 麻薬小売業者免許申請手数料		1件につき	3,900円	
236 麻薬施用者免許申請手数料		1件につき	3,900円	
237 麻薬管理者免許申請手数料		1件につき	3,900円	
238 麻薬研究者免許申請手数料		1件につき	3,900円	
239 麻薬及び向精神薬に関する免許証又は登録証再交付手数料		1件につき	2,700円	
240 向精神薬卸売業者免許申請手数料		1件につき	14,600円	
241 向精神薬小売業者免許申請手数料		1件につき	3,900円	
242 向精神薬		1件につき	3,900円	

物劇物取扱者試験手数料		き		
［略］				
234 麻薬卸売業者免許申請手数料		1件につき	14,800円	
235 麻薬小売業者免許申請手数料		1件につき	4,000円	
236 麻薬施用者免許申請手数料		1件につき	4,000円	
237 麻薬管理者免許申請手数料		1件につき	4,000円	
238 麻薬研究者免許申請手数料		1件につき	4,000円	
239 麻薬及び向精神薬に関する免許証又は登録証再交付手数料		1件につき	2,800円	
240 向精神薬卸売業者免許申請手数料		1件につき	14,800円	
241 向精神薬小売業者免許申請手数料		1件につき	4,000円	
242 向精神薬		1件につき	4,000円	

試験研究施設設置者登録申請手数料									試験研究施設設置者登録申請手数料								
［略］									［略］								
244　覚醒剤施用機関指定申請手数料				1件につき	3,900円				244　覚醒剤施用機関指定申請手数料				1件につき	4,000円			
245　覚醒剤研究者指定申請手数料				1件につき	3,900円				245　覚醒剤研究者指定申請手数料				1件につき	4,000円			
［略］									［略］								
249　覚醒剤原料取扱者指定申請手数料				1件につき	11,500円				249　覚醒剤原料取扱者指定申請手数料				1件につき	11,700円			
250　覚醒剤原料研究者指定申請手数料				1件につき	3,900円				250　覚醒剤原料研究者指定申請手数料				1件につき	4,000円			
251　覚醒剤製造業者等指定証再交付手数料	（1）　［略］ （2）　覚醒剤施用機関、研究者、原料取扱者、原料研究者			［略］ 同	［略］ 2,700円				251　覚醒剤製造業者等指定証再交付手数料	（1）　［略］ （2）　覚醒剤施用機関、研究者、原料取扱者、原料研究者			［略］ 同	［略］ 2,800円			
［略］									［略］								
256　特定計量器検定手数料	質量計	非自動はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの （1） ［略］ （2）	［略］ 同	［略］ 1,250円	［略］			256　特定計量器検定手数料	質量計	非自動はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの （1） ［略］ （2）	［略］ 同	［略］ 1,300円	［略］		

					ひょう量が100キログラム以下のもの（3）・（4）［略］	［略］	［略］								ひょう量が100キログラム以下のもの（3）・（4）［略］	［略］	［略］								
					（5） ひょう量が500キログラムを超えるもの	同	2,350円								（5） ひょう量が500キログラムを超えるもの	同	2,400円								
					［略］										［略］										
					その他のもの（1）～（3）［略］	［略］	［略］								その他のもの（1）～（3）［略］	［略］	［略］								
					（4） ひょう量が100キログラム以下のもの	同	340円								（4） ひょう量が100キログラム以下のもの	同	350円								
					（5）～（15）［略］	［略］	［略］								（5）～（15）［略］	［略］	［略］								
			分銅		表す質量が200グラム以下のもの	同	20円							分銅	表す質量が200グラム以下のもの	同	40円								
					表す質量が200グラムを超えるもの	同	220円								表す質量が200グラムを超えるもの	同	240円								
			定量お		質量が5	同	20円							定量お	質量が5	同	30円								

		もり又は定量増おもり（以下単に「おもり」という。）	キログラム以下のもの							もり又は定量増おもり（以下単に「おもり」という。）	キログラム以下のもの						
			質量が20キログラム以下のもの	同	90円						質量が20キログラム以下のもの	同	110円				
			質量が20キログラムを超えるもの	同	290円						質量が20キログラムを超えるもの	同	310円				
		温度計	［略］							温度計	［略］						
			抵抗体温計	同	90円						抵抗体温計	同	100円				
		体積計	水道メーター　口径が25ミリメートル以下のもの	同	80円					体積計	水道メーター　口径が25ミリメートル以下のもの	同	120円				
			水道メーター　口径が40ミリメートル以下のもの	同	170円						水道メーター　口径が40ミリメートル以下のもの	同	200円				
			［略］								［略］						
		［略］								［略］							
	257　車両等装置用計量器装置検査手数料			1個につき	700円				257　車両等装置用計量器装置検査手数料			1個につき	750円				
［略］									［略］								
	259　特定計量器定期検査手数料	［略］							259　特定計量器定期検査手数料	［略］							
		分銅又はおもり		同	10円					分銅又はおもり		同	50円				
		［略］								［略］							
［略］									［略］								
	270　工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター手数料	電子線マイクロアナライザー分析	基本分析（写真撮影）	写真1枚につき	2,775円				270　工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター手数料	電子線マイクロアナライザー分析	基本分析（写真撮影）	写真1枚につき	2,830円				
			定性分析	1点につき	7,260円						定性分析	1点につき	7,350円				
			面分析	1元素につき	3,310円						面分析	1元素につき	3,355円				
		化学分析及び試験	定性　［略］							化学分析及び試験	定性　［略］						
			定性　X線回折分析	同	6,635円						定性　X線回折分析	同	6,700円				
			定性　［略］								定性　［略］						
			定量　［略］								定量　［略］						
			定量　鉱工業　複雑　［略］								定量　鉱工業　複雑　［略］						
			定量　鉱工業　複雑	同	3,855円						定量　鉱工業　複雑	同	3,905円				

			原料及び製品分析	なもの	
			［略］		
	食品類分析及び試験	成分分析	［略］		
			複雑なもの	同	3,840円
			［略］		
		添加物・微生物試験等	［略］		
			アミノ酸一斉分析	同	33,350円
			［略］		
			微生物遺伝子解析試験	1検体につき	25,965円
			食品添加物分析	1成分につき	5,640円
			［略］		
		［略］			
	材料試験	金属材料及び合成樹脂試験	［略］		
			X線透過試験	1箇所につき	3,475円
			顕微鏡試験	1視野につき	4,080円
			［略］		
		［略］			
		かわら試験	［略］		
			吸水試験	同	1,095円
			［略］		
		［略］			
	熱分析	［略］			
	放射線量測定	β線測定		同	2,825円
		γ線測定		同	9,810円
	発熱量測定			同	3,465円
	［略］				
［略］					
294 総合農業	定性分析	一般成分		1成分につき	1,000円

			原料及び製品分析	なもの	
			［略］		
	食品類分析及び試験	成分分析	［略］		
			複雑なもの	同	3,850円
			［略］		
		添加物・微生物試験等	［略］		
			アミノ酸一斉分析	同	34,125円
			［略］		
			微生物遺伝子解析試験	1検体につき	26,550円
			食品添加物分析	1成分につき	5,660円
			［略］		
		［略］			
	材料試験	金属材料及び合成樹脂試験	［略］		
			X線透過試験	1箇所につき	3,505円
			顕微鏡試験	1視野につき	5,885円
			［略］		
		［略］			
		かわら試験	［略］		
			吸水試験	同	1,140円
			［略］		
		［略］			
	熱分析	［略］			
	発熱量測定			同	3,515円
	［略］				
［略］					
294 総合農業	定性分析	一般成分		1成分につき	1,400円

試験場分析及び鑑定手数料	定量分析	土壌	一般成分	同	2,800円				試験場分析及び鑑定手数料	定量分析	土壌	一般成分	同	3,100円			
			ＰＨ	１件につき	1,000円							ｐＨ	１件につき	1,400円			
			電気伝導度	同	1,000円							電気伝導度	同	1,400円			
			水分	同	1,000円							水分	同	1,400円			
			ＰＦ水分	同	3,000円							ｐＦ水分	同	3,500円			
			［略］									［略］					
			微量成分	同	4,500円							微量成分	同	5,100円			
			粒径組成	同	5,500円							粒径組成	同	6,000円			
			［略］									［略］					
		水	一般成分	同	2,800円						水	一般成分	同	3,100円			
			ＰＨ	１件につき	1,000円							ｐＨ	１件につき	1,400円			
			電気伝導度	同	1,000円							電気伝導度	同	1,400円			
			微量成分	同	4,500円							微量成分	同	5,100円			
			［略］									［略］					
		農産物	一般成分	同	2,800円						農産物	一般成分	同	3,100円			
			微量成分	１件につき	4,500円							微量成分	１件につき	5,100円			
			［略］									［略］					
	［略］									［略］							
［略］									［略］								
299　肥料登録手数料	肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第７号の肥料に係るもの			１件につき	37,000円				299　肥料登録手数料	肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第７号の肥料に係るもの			１件につき	37,600円			
	［略］									［略］							
300　肥料登録更新手数料	肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第７号の肥料に係るもの			１件につき	8,000円				300　肥料登録更新手数料	肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第７号の肥料に係るもの			１件につき	8,300円			
	肥料の品質の確保等に関する法律第４条第３項の肥料に係るもの			同	4,100円					肥料の品質の確保等に関する法律第４条第３項の肥料に係るもの			同	4,800円			
301　肥料及び飼料の分析及び鑑定手数料	定量分析	一般成分		１成分につき	2,800円				301　肥料及び飼料の分析及び鑑定手数料	定量分析	一般成分		１成分につき	3,700円			
		特殊成分		同	4,500円						特殊成分		同	5,600円			
		水分	一般（加熱乾燥法によるもの）	１件につき	1,000円						水分	一般（加熱乾燥法によるもの）	１件につき	1,200円			
			揮発性窒素を	同	2,800円							揮発性窒素を	同	3,500円			

	含む場合			
	電気伝導度	同	1,000円	
	ＰＨ	同	1,000円	
	［略］			
［略］				
333 うなぎ稚魚取扱者登録申請手数料		１件につき	5,250円	上記金額にうなぎ稚魚の所持をする者１人につき 3,150円を加える。
334 うなぎ稚魚取扱者更新登録申請手数料		１件につき	5,250円	上記金額にうなぎ稚魚の所持をする者１人につき 3,150円を加える。
335 うなぎ稚魚取扱従事者証作成承認申請手数料		１人につき	2,100円	
336 うなぎ稚魚取扱者登録証再交付申請手数料		１件につき	2,100円	
337 うなぎ稚魚取扱者変更登録申請手数料		１件につき	5,250円	新規所持者を置く場合に限り、上記金額にうなぎ稚魚の所持をする者１人につき 3,150円を加える。
338 漁業許可申請手数料		１件につき	3,000円	
339 漁業許可変更許可申請手数料		１件につき	1,500円	
340 漁業許可の許可証書換		１件につき	1,000円	

	含む場合			
	電気伝導度	同	1,200円	
	ｐＨ	同	1,200円	
	［略］			
［略］				
333 うなぎ稚魚取扱者登録申請手数料		１件につき	5,300円	上記金額にうなぎ稚魚の所持をする者１人につき 3,200円を加える。
334 うなぎ稚魚取扱者更新登録申請手数料		１件につき	5,300円	上記金額にうなぎ稚魚の所持をする者１人につき 3,200円を加える。
335 うなぎ稚魚取扱従事者証作成承認申請手数料		１人につき	2,300円	
336 うなぎ稚魚取扱者登録証再交付申請手数料		１件につき	2,300円	
337 うなぎ稚魚取扱者変更登録申請手数料		１件につき	5,300円	新規所持者を置く場合に限り、上記金額にうなぎ稚魚の所持をする者１人につき 3,200円を加える。
338 漁業許可申請手数料		１件につき	3,500円	
339 漁業許可変更許可申請手数料		１件につき	2,000円	
340 漁業許可の許可証書換		１件につき	1,500円	

え交付手数料						え交付手数料					
341　漁業権免許申請手数料		1件につき	5,000円			341　漁業権免許申請手数料		1件につき	5,500円		
342　団体漁業権共有認可申請手数料		1件につき	5,000円			342　団体漁業権共有認可申請手数料		1件につき	5,500円		
343　漁業権分割又は変更免許申請手数料		1件につき	4,000円			343　漁業権分割又は変更免許申請手数料		1件につき	4,500円		
344　個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料		1件につき	3,000円			344　個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料		1件につき	3,500円		
345　個別漁業権移転認可申請手数料		1件につき	3,000円			345　個別漁業権移転認可申請手数料		1件につき	3,500円		
345の2　休業中の漁業許可申請手数料		1件につき	2,600円			345の2　休業中の漁業許可申請手数料		1件につき	3,100円		
345の3　沿岸漁場管理団体指定申請手数料		1件につき	5,000円			345の3　沿岸漁場管理団体指定申請手数料		1件につき	5,500円		
345の4　水産動植物特別採捕許可申請手数料		1件につき	3,000円			345の4　水産動植物特別採捕許可申請手数料		1件につき	4,000円		
345の5		1件につ	3,000円			345の5		1件につ	3,500円		

水産動植物採捕許可申請手数料		き		
345の６ 特定水産動植物採捕許可申請手数料		１件につき	3,000円	
346 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料		用紙１枚につき	550円	
347 漁場図の謄本又は抄本の交付手数料		用紙１枚につき	550円	
348 免許漁業原簿閲覧手数料		１件につき	300円	
348の２ 動力漁船建造等許可申請手数料		１件につき	3,800円	
349 漁船登録申請手数料	無動力漁船	１隻につき	4,700円	
	総トン数20トン未満の動力漁船	同	7,000円	
	総トン数20トン以上 100トン未満の動力漁船	同	7,500円	
	総トン数 100トン以上の動力漁船	同	8,000円	
350 漁船登録票再交付手数料		１隻につき	2,500円	
351 漁船検認手数料		１隻につき	3,700円	
352 漁	無動力漁船	１隻につ	2,400円	

水産動植物採捕許可申請手数料		き		
345の６ 特定水産動植物採捕許可申請手数料		１件につき	4,000円	
346 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料		用紙１枚につき	800円	
347 漁場図の謄本又は抄本の交付手数料		用紙１枚につき	800円	
348 免許漁業原簿閲覧手数料		１件につき	400円	
348の２ 動力漁船建造等許可申請手数料		１件につき	4,400円	
349 漁船登録申請手数料	無動力漁船	１隻につき	5,100円	
	総トン数20トン未満の動力漁船	同	7,500円	
	総トン数20トン以上 100トン未満の動力漁船	同	8,000円	
	総トン数 100トン以上の動力漁船	同	8,200円	
350 漁船登録票再交付手数料		１隻につき	2,800円	
351 漁船検認手数料		１隻につき	4,000円	
352 漁	無動力漁船	１隻につ	2,800円	

船登録変更申請手数料		き		
	総トン数20トン未満の動力漁船	同	3,500円	
	総トン数20トン以上 100トン未満の動力漁船	同	3,800円	
	総トン数 100トン以上の動力漁船	同	4,100円	
353　漁船登録謄本交付手数料		１隻につき	500円	
［略］				
362　小型漁船総トン数測度手数料	総トン数３トン未満の漁船で総トン数の測度を行う場合において実測を伴う容積の測度を行う場合	１隻につき	14,000円	
	総トン数３トン以上５トン未満の漁船で総トン数の測度を行う場合において実測を伴う全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	同	19,000円	
	［略］			
	総トン数５トン以上20トン未満の漁船で総トン数の測度を行う場合において全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	同	37,000円	
	総トン数５トン以上20トン未満の漁船でその他の容積の測度を行う場合	同	26,000円	
［略］				
365の２　木材利用技術センター手数料	［略］			
	短柱圧縮試験	同	25,205円	
	床せん断試験	同	22,270円	
	［略］			
	真空・加圧試験	同	87,315円	
	精油組成分析試験	同	8,400円	
	恒温恒湿試験	同	19,460円	
	家具安定性試験	同	5,390円	
	家具強度試験	同	7,575円	
	家具耐久性試験	同	16,330円	
	発熱量測定試験	同	3,520円	

船登録変更申請手数料		き		
	総トン数20トン未満の動力漁船	同	4,000円	
	総トン数20トン以上 100トン未満の動力漁船	同	4,300円	
	総トン数 100トン以上の動力漁船	同	4,500円	
353　漁船登録謄本交付手数料		１隻につき	800円	
［略］				
362　小型漁船総トン数測度手数料	総トン数３トン未満の漁船で総トン数の測度を行う場合において実測を伴う容積の測度を行う場合	１隻につき	15,000円	
	総トン数３トン以上５トン未満の漁船で総トン数の測度を行う場合において実測を伴う全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	同	20,000円	
	［略］			
	総トン数５トン以上20トン未満の漁船で総トン数の測度を行う場合において全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	同	38,000円	
	総トン数５トン以上20トン未満の漁船でその他の容積の測度を行う場合	同	27,000円	
［略］				
365の２　木材利用技術センター手数料	［略］			
	短柱圧縮試験	同	25,290円	
	床せん断試験	同	22,350円	
	［略］			
	真空・加圧試験	同	87,350円	
	精油組成分析試験	同	8,440円	
	恒温恒湿試験	同	19,635円	
	家具安定性試験	同	5,410円	
	家具強度試験	同	7,615円	
	家具耐久性試験	同	16,445円	
	発熱量測定試験	同	3,540円	

	灰分（灰分率）測定試験	同	2,520円	
	ソックスレー抽出試験	同	4,275円	
	［略］			
366 林業種苗生産事業者登録手数料		1件につき	6,400円	
367 林業種苗生産事業者講習手数料		1人につき	14,000円	
368 林業種苗生産事業者登録証書換え交付手数料		1件につき	3,500円	
369 林業種苗生産事業者登録証再交付手数料		1件につき	3,000円	
370 林業種苗証明申請手数料		1件につき	36,000円	1 種穂については、種子にあっては1キログラムにつき 5,900円として、穂木にあっては1万本につき 5,100円として計算した額を上記金額に加える。 2 苗木については、幼苗にあっては1万本につき 3,600円として、幼苗以外の苗木にあっては1万本につき 5,700円に証明に係る事実

	灰分（灰分率）測定試験	同	2,540円	
	ソックスレー抽出試験	同	4,290円	
	［略］			
366 林業種苗生産事業者登録手数料		1件につき	6,800円	
367 林業種苗生産事業者講習手数料		1人につき	14,400円	
368 林業種苗生産事業者登録証書換え交付手数料		1件につき	3,700円	
369 林業種苗生産事業者登録証再交付手数料		1件につき	3,200円	
370 林業種苗証明申請手数料		1件につき	38,100円	1 種穂については、種子にあっては1キログラムにつき 6,200円として、穂木にあっては1万本につき 5,400円として計算した額を上記金額に加える。 2 苗木については、幼苗にあっては1万本につき 3,800円として、幼苗以外の苗木にあっては1万本につき 6,000円に証明に係る事実

						の確認の回数を乗じて得た額として計算した額を上記金額に加える。											の確認の回数を乗じて得た額として計算した額を上記金額に加える。
［略］								［略］									
370の３ 林業技術センター手数料	林業用種苗ＤＮＡ分析			１件につき	5,100円			370の３ 林業技術センター手数料	林業用種苗ＤＮＡ分析			１件につき	5,600円				
［略］								［略］									
393 建築物等の建築等に関する確認申請又は計画通知の審査手数料	建築物	基本額	（１） 床面積の合計が30平方メートル以内	１件につき	7,000円	１ ［略］ ２ 構造計算適合性審査を行う必要がある場合の手数料は、基本額に構造計算適合性審査加算額を加えた額とする。		393 建築物等の建築等に関する確認申請又は計画通知の審査手数料	建築物	基本額	（１） 床面積の合計が30平方メートル以内	１件につき	11,000円	１ ［略］ ２ 構造計算適合性審査又は建築物エネルギー消費性能仕様基準に係る審査を行う必要がある場合の手数料は、基本額に構造計算適合性審査を行う場合にあっては構造計算適合性審査加算額を、建築物エネルギー消費性能仕様基準に係る審査を行う場合にあっては建築物エネルギー消費性能仕様基準審査加算額を加えた額とする。 ３ 「建築物エネルギー消費性能仕様基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに掲げる基準をいう。	
			（２） 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内	同	13,000円						（２） 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内	同	20,000円				
			（３） 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内	同	20,000円						（３） 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内	同	31,000円				
			（４）	同	28,000円						（４）	同	43,000円				

					床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内									床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内								
														（5）床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内	同	46,000円						
					（5）～（9）	［略］								（6）～（10）	［略］							
				構造計算適合性審査加算額	（1）建築基準法第６条の３第１項ただし書又は第18条第４項ただし書の規定に基づき建築主事が行	［略］							構造計算適合性審査加算額	（1）建築基準法第６条の３第１項ただし書又は第18条第５項ただし書の規定に基づき建築主事又は	［略］						

				う構造計算の適合性に係る同法第６条第４項又は第18条第３項に規定する審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を要する部分の床面積が500平方メートル以内								建築副主事が行う構造計算の適合性に係る同法第６条第４項又は第18条第３項に規定する審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を要する部分の床面積が500平方メートル以内					
				（２）～（６）　［略］								（２）～（６）　［略］					
											建築物エネルギー消費性能	戸建住宅	（１）　床面積の合計が２	１件につき	12,000円		

											仕様基準審査加算額		00平方メートル未満						
													（2）一床面積の合計が200平方メートル以上	同	13,000円				
												共同住宅	（1）一床面積の合計が300平方メートル未満	同	22,000円				
													（2）	同	35,000円				

													一床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満				
													（3）一床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000	同	55,000円		

																平方メートル未満							
																（4）一床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	71,000円					
		建築設備	（1） 小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合（（2）に掲げる場合を除く。）	1件につき	［略］					建築設備	（1） 小荷物専用昇降機以外の建築設備を設置する場合（（2）に掲げる場合を除く。）	同	［略］								
			［略］								［略］												
		［略］								［略］													
	393の2 構造計算適合性判定手数料	建築物	（1） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が500平方メートル以内	1棟につき	209,000円（建築基準法第68条の25第1項の規定により認定されたプログラム（以下「認定プログラム」という。）により構造計算が行われた場合は、159,000円）					393の2 構造計算適合性判定手数料	建築物	（1） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1,000平方メートル以内	1棟につき	216,000円							
			（2） 構造計	同	209,000円（																		

			算適合性判定を要する部分の床面積が 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内		認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、159,000円）													
			（3） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	同	273,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、191,000円）						（2） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	同	276,000円					
			（4） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内	同	310,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、210,000円）						（3） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内	同	349,000円					
			（5） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内	同	400,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、260,000円）						（4） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内	同	514,000円					
			（6） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が5万平方メートル超	同	730,000円（認定プログラムにより構造計算が行われた場合は、420,000円）						（5） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が5万平方メートルを超え、10万平方メートル以内	同	859,000円					
											（6） 構造計算適合性判定を要する部分の床面積が10万平方メートル超	同	997,000円					
	394 建築物等	建築	基本	（1） 床面	1件につき	14,000円	［略］			394 建築物等	建築	基本	（1） 床面	1件につき	24,000円	［略］		

	に関する完了検査申請手数料	物	額	積の合計が30平方メートル以内（（２）に掲げるものを除く。）						に関する完了検査申請手数料	物	額	積の合計が30平方メートル以内（（２）に掲げるものを除く。）					
				（２）床面積の合計が30平方メートル以内であって、中間検査を受けたもの	同	13,000円							（２）床面積の合計が30平方メートル以内であって、中間検査を受けたもの	同	22,000円			
				（３）床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内（（４）に掲げるものを除く。	同	17,000円							（３）床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内（（４）に掲げるものを除く。	同	27,000円			

				）										）							
				（４）床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内であって、中間検査を受けたもの	同	16,000円								（４）床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内であって、中間検査を受けたもの	同	26,000円					
				（５）床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内（（６）に掲げるものを除く。）	同	23,000円								（５）床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内（（６）に掲げるものを除く。）	同	37,000円					
				（６）床面積の合計が100平方メ	同	22,000円								（６）床面積の合計が100平方メ	同	35,000円					

					ートルを超え、200平方メートル以内であって、中間検査を受けたもの									ートルを超え、200平方メートル以内であって、中間検査を受けたもの					
					（7）床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内（（8）に掲げるものを除く。）	同	32,000円							（7）床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内（（8）に掲げるものを除く。）	同	50,000円			
					（8）床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以	同	30,000円							（8）床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以	同	46,000円			

					内であって、中間検査を受けたもの									内であって、中間検査を受けたもの					
														（9）床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内（(10)に掲げるものを除く。）	同	52,000円			
														(10)床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内であって、中間検査を受けたもの	同	49,000円			

					(9) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内（(10)に掲げるものを除く。）	［略］								(11) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内（(12)に掲げるものを除く。）	［略］			
					(10) ［略］									(12) ［略］				
					(11) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内（(12)に掲げるものを除く。）	［略］								(13) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内（(14)に掲げるものを除く。）	［略］			
					(12) ［略］									(14) ［略］				
					(13) 床面積の合計が2	［略］								(15) 床面積の合計が2	［略］			

					,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内（(14)に掲げるものを除く。）									,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内（(16)に掲げるものを除く。）					
					(14)　［略］									(16)　［略］					
					(15)　床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内（(16)に掲げるものを除く。）	［略］								(17)　床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内（(18)に掲げるものを除く。）	［略］				
					(16)　［略］									(18)　［略］					
					(17)　床面積の合計が5万平方メートル超（(18)に	［略］								(19)　床面積の合計が5万平方メートル超（(20)に	［略］				

			掲げるものを除く。）		
		(18) ［略］			
	［略］				
	建築設備	（1） 小荷物専用昇降機以外（（2）に掲げるものを除く。）	同	［略］	
		［略］			
	［略］				
395 建築物等に関する中間検査申請手数料	建築物	（1） 中間検査を行う床面積の合計が30平方メートル以内	1件につき	13,000円	
		（2） 中間検査を行う床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内	同	16,000円	
		（3） 中間検査を行う床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内	同	22,000円	
		（4） 中間検査を行う床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内	同	28,000円	

			掲げるものを除く。）		
		(20) ［略］			
	［略］				
	建築設備	（1） 小荷物専用昇降機以外（（2）に掲げるものを除く。）	1件につき	［略］	
		［略］			
	［略］				
395 建築物等に関する中間検査申請手数料	建築物	（1） 中間検査を行う床面積の合計が30平方メートル以内	1件につき	20,000円	
		（2） 中間検査を行う床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内	同	24,000円	
		（3） 中間検査を行う床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内	同	33,000円	
		（4） 中間検査を行う床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内	同	40,000円	
		（5） 中間検査を行う床	同	45,000円	

	（5）～（9）　［略］			
	［略］			
［略］				
430　一級建築士事務所登録申請手数料		1件につき	17,000円	
431　一級建築士事務所登録更新申請手数料		1件につき	17,000円	
432　二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録申請手数料		1件につき	12,000円	
433　二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録更新申請手数料		1件につき	12,000円	
434　宅地建物取引業免許申請手数料		1件につき	33,000円	
435　宅地建物取引業免許更新申請手数料		1件につき	33,000円	

	面積の合計が 300平方メートルを超え、 500平方メートル以内			
	（6）～（10）　［略］			
	［略］			
［略］				
430　一級建築士事務所登録申請手数料		1件につき	22,000円	
431　一級建築士事務所登録更新申請手数料		1件につき	22,000円	
432　二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録申請手数料		1件につき	20,000円	
433　二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録更新申請手数料		1件につき	20,000円	
434　宅地建物取引業免許申請手数料		1件につき	33,000円（電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、26,500円）	
435　宅地建物取引業免許更新申請手数料		1件につき	33,000円（電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、26,500円）	

［略］

452の6 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項及び452の7の項から452の9の項までにおいて「確認書」という。）又はその写しの提出がある場合	住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］			［略］
			5戸を超え10戸以下	同	36,000円	
			10戸を超え25戸以下	同	60,000円	
			25戸を超え50戸以下	同	95,000円	
			50戸を超え100戸以下	同	145,000円	
			100戸を超え200戸以下	同	245,000円	
			200戸を超え300戸以下	同	310,000円	
			300戸超	同	352,000円	
		住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全	［略］			
			5戸を超え10戸以下	同	53,000円	
			10戸を超え25戸以下	同	88,000円	
			25戸を超え50戸以下	同	141,000円	
			50戸を超	同	215,000円	

［略］

452の6 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項及び452の7の項から452の9の項までにおいて「確認書」という。）又はその写しの提出がある場合	住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］			［略］
			5戸を超え10戸以下	同	37,000円	
			10戸を超え25戸以下	同	61,000円	
			25戸を超え50戸以下	同	96,000円	
			50戸を超え100戸以下	同	146,000円	
			100戸を超え200戸以下	同	248,000円	
			200戸を超え300戸以下	同	314,000円	
			300戸超	同	356,000円	
		住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全	［略］			
			5戸を超え10戸以下	同	54,000円	
			10戸を超え25戸以下	同	89,000円	
			25戸を超え50戸以下	同	142,000円	
			50戸を超	同	217,000円	

				部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	え100戸以下								部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	え100戸以下											
					100戸を超え200戸以下	同	364,000円							100戸を超え200戸以下	同	367,000円									
					200戸を超え300戸以下	同	461,000円							200戸を超え300戸以下	同	465,000円									
					300戸超	同	523,000円							300戸超	同	528,000円									
			住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第４項の規定により確認の結果を記載した住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）又はその写しの提出	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］								住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第４項の規定により確認の結果を記載した住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）又はその写しの提出	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］										
					５戸を超え10戸以下	同	36,000円							５戸を超え10戸以下	同	37,000円									
					10戸を超え25戸以下	同	60,000円							10戸を超え25戸以下	同	61,000円									
					25戸を超え50戸以下	同	95,000円							25戸を超え50戸以下	同	96,000円									
					50戸を超え100戸以下	同	145,000円							50戸を超え100戸以下	同	146,000円									
					100戸を超え200戸以下	同	245,000円							100戸を超え200戸以下	同	248,000円									
					200戸を超え300戸以下	同	310,000円							200戸を超え300戸以下	同	314,000円									
					300戸超	同	352,000円							300戸超	同	356,000円									

			がある場合											がある場合									
			確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がない場合	住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］							確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がない場合	住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］						
					1戸を超え5戸以下	同	112,000円							1戸を超え5戸以下	同	113,000円					
					5戸を超え10戸以下	同	178,000円							5戸を超え10戸以下	同	180,000円					
					10戸を超え25戸以下	同	352,000円							10戸を超え25戸以下	同	355,000円					
					25戸を超え50戸以下	同	630,000円							25戸を超え50戸以下	同	637,000円					
					50戸を超え100戸以下	同	1,084,000円							50戸を超え100戸以下	同	1,096,000円					
					100戸を超え200戸以下	同	2,006,000円							100戸を超え200戸以下	同	2,028,000円					
					200戸を超え300戸以下	同	2,870,000円							200戸を超え300戸以下	同	2,901,000円					
					300戸超	同	3,518,000円							300戸超	同	3,557,000円					
				住宅を増築し、又は改築しようとする場合におけ	［略］								住宅を増築し、又は改築しようとする場合におけ	［略］						
					1戸を超え5戸以下	同	166,000円							1戸を超え5戸以下	同	167,000円					
					5戸を超え10戸以下	同	264,000円							5戸を超え10戸以下	同	267,000円					

			る認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	10戸を超え25戸以下	同	522,000円						る認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	10戸を超え25戸以下	同	527,000円			
				25戸を超え50戸以下	同	936,000円							25戸を超え50戸以下	同	945,000円			
				50戸を超え100戸以下	同	1,611,000円							50戸を超え100戸以下	同	1,625,000円			
				100戸を超え200戸以下	同	2,982,000円							100戸を超え200戸以下	同	3,010,000円			
				200戸を超え300戸以下	同	4,266,000円							200戸を超え300戸以下	同	4,305,000円			
				300戸超	同	5,230,000円							300戸超	同	5,278,000円			
	452の7 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］						452の7 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］					
				5戸を超え10戸以下	同	53,000円							5戸を超え10戸以下	同	54,000円			
				10戸を超え25戸以下	同	88,000円							10戸を超え25戸以下	同	89,000円			
				25戸を超え50戸以下	同	141,000円							25戸を超え50戸以下	同	142,000円			
				50戸を超え100戸以下	同	215,000円							50戸を超え100戸以下	同	217,000円			
				100戸を超え200	同	364,000円							100戸を超え200	同	367,000円			

			戸以下			
			200戸を超え300戸以下	同	461,000円	
			300戸超	同	523,000円	
	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がない場合	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］			
			1戸を超え5戸以下	同	166,000円	
			5戸を超え10戸以下	同	264,000円	
			10戸を超え25戸以下	同	522,000円	
			25戸を超え50戸以下	同	936,000円	
			50戸を超え100戸以下	同	1,611,000円	
			100戸を超え200戸以下	同	2,982,000円	
			200戸を超え300戸以下	同	4,266,000円	
			300戸超	同	5,230,000円	
452の8 長期優良住宅建築	基本額（住宅性能	住宅を新築しよう	［略］			［略］
			25戸を超え50	同	55,000円	

			戸以下			
			200戸を超え300戸以下	同	465,000円	
			300戸超	同	528,000円	
	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がない場合	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］			
			1戸を超え5戸以下	同	167,000円	
			5戸を超え10戸以下	同	267,000円	
			10戸を超え25戸以下	同	527,000円	
			25戸を超え50戸以下	同	945,000円	
			50戸を超え100戸以下	同	1,625,000円	
			100戸を超え200戸以下	同	3,010,000円	
			200戸を超え300戸以下	同	4,305,000円	
			300戸超	同	5,278,000円	
452の8 長期優良住宅建築	基本額（住宅性能	住宅を新築しよう	［略］			［略］
			25戸を超え50	同	56,000円	

	等計画変更認定申請手数料	評価書又はその写しの提出がある場合を除く。）	とする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	戸以下						等計画変更認定申請手数料	評価書又はその写しの提出がある場合を除く。）	とする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	戸以下					
				50戸を超え100戸以下	同	95,000円							50戸を超え100戸以下	同	96,000円			
				100戸を超え200戸以下	同	157,000円							100戸を超え200戸以下	同	159,000円			
				200戸を超え300戸以下	同	193,000円							200戸を超え300戸以下	同	195,000円			
				300戸超	同	206,000円							300戸超	同	208,000円			
			住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］								住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］					
				25戸を超え50戸以下	同	82,000円							25戸を超え50戸以下	同	83,000円			
				50戸を超え100戸以下	同	142,000円							50戸を超え100戸以下	同	143,000円			
				100戸を超え200戸以下	同	233,000円							100戸を超え200戸以下	同	236,000円			
				200戸を超え300戸以下	同	287,000円							200戸を超え300戸以下	同	290,000円			
				300戸超	同	306,000円							300戸超	同	309,000円			
		基本額（住宅性能評価書又	認定申請に係る住宅がその	［略］							基本額（住宅性能評価書又	認定申請に係る住宅がその	［略］					
				25戸を超え50戸以下	同	55,000円							25戸を超え50戸以下	同	56,000円			

			はその写しの提出がある場合に限る。）	全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	50戸を超え100戸以下	同	95,000円						はその写しの提出がある場合に限る。）	全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	50戸を超え100戸以下	同	96,000円			
					100戸を超え200戸以下	同	157,000円								100戸を超え200戸以下	同	159,000円			
					200戸を超え300戸以下	同	193,000円								200戸を超え300戸以下	同	195,000円			
					300戸超	同	206,000円								300戸超	同	208,000円			
			長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に係る変更がある場合（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出が	住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］								長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に係る変更がある場合（確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出が	住宅を新築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］			
					１戸を超え５戸以下	同	89,000円								１戸を超え５戸以下	同	90,000円			
					５戸を超え10戸以下	同	142,000円								５戸を超え10戸以下	同	143,000円			
					10戸を超え25戸以下	同	292,000円								10戸を超え25戸以下	同	295,000円			
					25戸を超え50戸以下	同	535,000円								25戸を超え50戸以下	同	540,000円			
					50戸を超え100戸以下	同	939,000円								50戸を超え100戸以下	同	949,000円			
					100戸を超え200戸以下	同	1,761,000円								100戸を超え200戸以下	同	1,780,000円			
					200戸を超え	同	2,559,000円								200戸を超え	同	2,588,000円			

			ある場合を除く。）の加算額		300戸以下								ある場合を除く。）の加算額		300戸以下										
					300戸超	同	3,166,000円								300戸超	同	3,201,000円								
				住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	1戸	同	52,000円							住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	1戸	同	53,000円							
					1戸を超え5戸以下	同	133,000円								1戸を超え5戸以下	同	134,000円								
					5戸を超え10戸以下	同	211,000円								5戸を超え10戸以下	同	213,000円								
					10戸を超え25戸以下	同	434,000円								10戸を超え25戸以下	同	438,000円								
					25戸を超え50戸以下	同	795,000円								25戸を超え50戸以下	同	802,000円								
					50戸を超え100戸以下	同	1,396,000円								50戸を超え100戸以下	同	1,409,000円								
					100戸を超え200戸以下	同	2,618,000円								100戸を超え200戸以下	同	2,642,000円								
					200戸を超え300戸以下	同	3,805,000円								200戸を超え300戸以下	同	3,841,000円								
					300戸超	同	4,707,000円								300戸超	同	4,750,000円								
			長期優良住宅の普及の促進に関する法律	住宅を新築しようとする場合における認	［略］								長期優良住宅の普及の促進に関する法律	住宅を新築しようとする場合における認	［略］										
					5戸を超え10戸以下	同	14,000円								5戸を超え10戸以下	同	15,000円								
					［略］										［略］										
					50戸を超	同	48,000円								50戸を超	同	49,000円								

	第６条第１項第２号、第５号又は第６号に掲げる基準に係る変更がある場合の加算額	定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	え100戸以下			
			100戸を超え200戸以下	同	87,000円	
			200戸を超え300戸以下	同	116,000円	
			300戸超	同	145,000円	
		住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］			
			25戸を超え50戸以下	同	57,000円	
			［略］			
			100戸を超え200戸以下	同	129,000円	
			200戸を超え300戸以下	同	172,000円	
			300戸超	同	215,000円	
452の９ 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	基本額	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をな	［略］			
			25戸を超え50戸以下	同	82,000円	
			50戸を超え100戸	同	142,000円	

	第６条第１項第２号、第５号又は第６号に掲げる基準に係る変更がある場合の加算額	定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	え100戸以下			
			100戸を超え200戸以下	同	88,000円	
			200戸を超え300戸以下	同	117,000円	
			300戸超	同	146,000円	
		住宅を増築し、又は改築しようとする場合における認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］			
			25戸を超え50戸以下	同	58,000円	
			［略］			
			100戸を超え200戸以下	同	130,000円	
			200戸を超え300戸以下	同	174,000円	
			300戸超	同	217,000円	
452の９ 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	基本額	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をな	［略］			
			25戸を超え50戸以下	同	83,000円	
			50戸を超え100戸	同	143,000円	

| | | |

		）の加算額		戸超								）の加算額		戸超					
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第２号又は第７号に掲げる基準に係る変更がある場合の加算額	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］						長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第２号又は第７号に掲げる基準に係る変更がある場合の加算額	認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	［略］					
				25戸を超え50戸以下	同	57,000円						25戸を超え50戸以下	同	58,000円			
				［略］								［略］					
				100戸を超え200戸以下	同	129,000円						100戸を超え200戸以下	同	130,000円			
				200戸を超え300戸以下	同	172,000円						200戸を超え300戸以下	同	174,000円			
				300戸超	同	215,000円						300戸超	同	217,000円			
［略］										［略］							
452の13 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項第１	認定申請に係る建築物の全部又は一部が住宅である場	住宅の戸数が１	建築物１棟につき	6,000円	［略］				452の13 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項第１	認定申請に係る建築物の全部又は一部が住宅である場	戸建住宅	建築物１棟につき	5,000円	［略］	
			住宅の戸数が１を超え５以下	同	11,000円								共同住宅 床面積の合計が300平方メートル未満	同	10,000円		
			住宅の戸数が５を超え10以下	同	18,000円								床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	20,000円		
			住宅の戸数が10を超え25以下	同	29,000円								床面積の合計が2,000平方メートル以上	同	43,000円		

| | | |

			ることを証明する書類の提出がある場合	宅部分及び共同住宅の共用部分	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	134,000円						ることを証明する書類の提出がある場合	宅部分	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	121,000円					
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	169,000円								床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	152,000円					
					床面積の合計が25,000平方メートル超	同	211,000円								床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	190,000円					
			低炭素建築物事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場	認定申請に係る建築物の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分（共同	住宅の戸数が1	建築物1棟につき	38,000円						低炭素建築物事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場	認定申請に係る建築物の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国	戸建住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	同	35,000円					
																	床面積の合計が200平方メートル以	同	38,000円					

			合	住宅の共用部分を除く。）								合		土交通省令第1号。以下「建築物エネルギー消費性能基準等省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）の基準	共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	同	67,000円		
					住宅の戸数が1を超え5以下	同	75,000円													
					住宅の戸数が5を超え10以下	同	104,000円									床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	111,000円		
					住宅の戸数が10を超え25以下	同	146,000円									床面積の合計が2	同	187,000円		

														に係る審査		,000平方メートル以上5,000平方メートル未満							
					住宅の戸数が25を超え50以下	同	208,000円									床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	267,000円					
					住宅の戸数が50を超え100以下	同	298,000円																
					住宅の戸数が100を超え200以下	同	402,000円																
					住宅の戸数が200を超え300以下	同	526,000円																
					住宅の戸数が300超	同	617,000円																

														建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の基準に係る審査	戸建住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	同	19,000円			
																床面積の合計が200平方メートル以上	同	20,000円			
															共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	同	33,000円			
																床面積	同	56,000円			

																	の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満						
																	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	99,000円				

																	床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	149,000円				
															建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ	戸建住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	同	26,000円				
																	床面積の合計が200平方メートル以上	同	29,000円				
																共同	床面	同	50,000円				

														（２）及びロ（１）の基準に係る審査	住宅	積の合計が300平方メートル未満						
																床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	83,000円				
																床面積の合計が2,000平	同	143,000円				

																			方メートル以上5,000平方メートル未満					
																			床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	208,000円			
			認定申請に係る建築物の全部又は一部が	床面積の合計が300平方メートル以内	同	117,000円						認定申請に係る建築物の全部又は一部が	建築物エネルギー消費性能基準等省令第		床面積の合計が300平方メートル未満	同	217,000円				
				床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	191,000円									床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	271,000円				
															床面積の合計	同	349,000円				

				非住宅である場合の非住宅部分及び共同住宅の共用部分									非住宅である場合の非住宅部分	10条第1号イ（1）及びロ（1）の基準に係る審査	が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満							
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	297,000円								床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	497,000円					
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	380,000円								床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	612,000円					
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	454,000円								床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	722,000円					
					床面積の合計が25,000平方メートル超	同	528,000円								床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	824,000円					
														建築物エネルギー消費	床面積の合計が300平方メートル未満	同	84,000円					
															床面積の合計が300平方メ	同	107,000円					

															性能基準等省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の基準に係る審査	ートル以上 1,000平方メートル未満					
																床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	140,000円			
																床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	225,000円			
																床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	同	293,000円			
																床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	同	351,000円			
																床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	412,000円			
			認定	床面積の合計が 3	同	138,000円															

			申請に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分の外皮性能評価に係る加算額	00平方メートル以内																
				床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	214,000円														
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	279,000円														
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	325,000円														
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	377,000円														
				床面積の合計が25,000平方メートル超	同	420,000円														
	452の14 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物事前審査適	認定申請に係る建築物	住宅の戸数が1	建築物1棟につき	3,000円	［略］			452の14 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料					建築物1棟につき	認定申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ452の13の項に掲げる金額の２分の１に相当する金額	［略］			
				住宅の戸数が1を超え5以	同	5,500円														

			合計画であることを証明する書類の提出がある場合	全部又は一部が住宅である場合の住宅部分（共同住宅の共用部分を除く。）	下													
					住宅の戸数が５を超え10以下	同	9,000円											
					住宅の戸数が10を超え25以下	同	14,500円											
					住宅の戸数が25を超え50以下	同	24,000円											
					住宅の戸数が50を超え 100以下	同	42,500円											
					住宅の戸数が 100を超え 200以下	同	67,000円											
					住宅の戸数が 200を超え 300以下	同	84,500円											
					住宅の戸数が 300超	同	90,500円											
				認定申請に係る建築物の全部又は一部が非住	床面積の合計が 300平方メートル以内	同	5,500円											
					床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	同	14,500円											
					床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル	同	42,500円											

				宅である場合の非住宅部分及び共同住宅の共用部分	以内													
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	67,000円											
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	84,500円											
					床面積の合計が25,000平方メートル超	同	105,500円											
			低炭素建築物事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がな	認定申請に係る建築物の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分（	住宅の戸数が1	建築物1棟につき	19,000円											
					住宅の戸数が1を超え5以下	同	37,500円											
					住宅の戸数が5を超え10以下	同	52,000円											
					住宅の戸数が10を超え25以下	同	73,000円											
					住宅の戸数が25を超え50以下	同	104,000円											
					住宅の戸数が50を超え100以下	同	149,000円											
					住宅の戸数が100を超え200以下	同	201,000円											
					住宅の戸数が200を超え300以下	同	263,000円											
					住宅の戸	同	308,500円											

			い場合	共同住宅の共用部分を除く。）	数が 300 超													
				認定申請に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分及び共同住宅の共	床面積の合計が 300平方メートル以内	同	58,500円											
					床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	同	95,500円											
					床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内	同	148,500円											
					床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	190,000円											
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	227,000円											
					床面積の合計が25,000平方メートル	同	264,000円											

		用部分	超															
		認定申請に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分の外皮性能評価に係る加算額	床面積の合計が 300平方メートル以内	同	69,000円													
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	同	107,000円													
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内	同	139,500円													
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	162,500円													
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内	同	188,500円													
			床面積の合計が25,000平方メートル超	同	210,000円													
	452の15 建築物エネルギー消費性能確保								452の15 建築物エネルギー消費性能確保	適合義務対象	建築物エネル	戸建住宅	適合義務対象部分の床面積の合計が 200	建築物1棟につき	34,000円			

	計画の適合性判定手数料								計画の適合性判定手数料	部分が住宅である場合	ギー消費性能基準等省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準に係る審査		平方メートル未満					
													適合義務対象部分の床面積の合計が200平方メートル以上	同	38,000円			
												共同住宅	適合義務対象部分の床面積の合計が300平方メートル未満	同	67,000円			
													適合義務対象部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	110,000円			
													適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	186,000円			
													適合義務対象部分の床面積の合計が5,000平方	同	266,000円			

															メートル以上					
												建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）の基準に	戸建住宅	適合義務対象部分の床面積の合計が200平方メートル未満	同	26,000円			
														適合義務対象部分の床面積の合計が200平方メートル以上	同	28,000円			
													共同住宅	適合義務対象部分の床面積の合計が300平方メートル未満	同	50,000円			
														適合義務対象部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	82,000円			
														適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	同	142,000円			

											係る審査		未満				
													適合義務対象部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上	同	207,000円		
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「建築物エネルギー消費性能基準等省令」という。）第１条第１項第１号イの基準に係る審査								適合義務対象部分が非住宅である場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号イの基準に係る審査		適合義務対象部分の床面積の合計が 300平方メートル未満	同	216,000円		
			適合義務対象部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	建築物１棟につき	358,000円								適合義務対象部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	同	270,000円		
													適合義務対象部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	348,000円		
			適合義務対象部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上	同	510,000円								適合義務対象部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上	同	496,000円		

				5,000平方メートル未満									5,000平方メートル未満					
				適合義務対象部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	628,000円							適合義務対象部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	611,000円			
				適合義務対象部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	742,000円							適合義務対象部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	722,000円			
				適合義務対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	846,000円							適合義務対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	823,000円			
			建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号ロの基準に係る審査									建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号ロの基準に係る審査	適合義務対象部分の床面積の合計が 300平方メートル未満	同	84,000円			
				適合義務対象部分の床面積の合計が 300	同	142,000円							適合義務対象部分の床面積の合計が 300	同	106,000円			

				平方メートル以上2,000平方メートル未満									平方メートル以上1,000平方メートル未満						
													適合義務対象部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	139,000円				
				適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	230,000円							適合義務対象部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	224,000円				
				適合義務対象部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	300,000円							適合義務対象部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	292,000円				
				適合義務対象部分の床面積の合計が10,000平方メート	同	360,000円							適合義務対象部分の床面積の合計が10,000平方メート	同	351,000円				

			ル以上25,000平方メートル未満									ル以上25,000平方メートル未満					
			適合義務対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	422,000円							適合義務対象部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	411,000円			
	452の16 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	床面積を増加しようとする場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号イの基準に係る審査	建築物１棟につき	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 （１） 当該床面積の合計が 300平方メートル未満の場合は、 221,000円 （２） 当該床面積の合計が 300平方メートル以上の場合は、当該床面積の合計の区分に応じ 452の15の項に掲げる金額と同一の金額	１ ［略］ ２ 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項又は同法第13条第２項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。			452の16 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	床面積を増加しようとする場合		建築物１棟につき	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計の区分に応じ 452の15の項に掲げる金額と同一の金額	１ ［略］ ２ 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項又は同法第12条第２項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。	
			建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号ロの基準に係る審査	同	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 （１） 当該床面積の合計が 300平方メートル未満の場合は、85,000円 （２） 当該床												

				面積の合計が 300平方メートル以上の場合は、当該床面積の合計の区分に応じ 452の15の項に掲げる金額と同一の金額									
		その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号イの基準に係る審査	同	［略］				その他の場合	同	［略］		
			建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号ロの基準に係る審査	同	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 452の15の項に掲げる金額の２分の１に相当する金額								
	452の17 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料	床面積を増加しようとする場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号イの基準に係る審査	建築物１棟につき	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 （１） 当該床面積の合計が 300平方メートル未満の場合は、 221,000円 （２） 当該床面積の合計が 300平方メートル以	1 ［略］ 2 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項又は同法第13条第２項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。			452の17 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付手数料	床面積を増加しようとする場合	建築物１棟につき	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計の区分に応じ 452の15の項に掲げる金額と同一の金額	1 ［略］ 2 「当初判定部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項又は同法第12条第２項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた部分をいう。

					上の場合は、当該床面積の合計の区分に応じ 452の15の項に掲げる金額と同一の金額										
			建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号ロの基準に係る審査	同	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 （１） 当該床面積の合計が 300平方メートル未満の場合は、85,000円 （２） 当該床面積の合計が 300平方メートル以上の場合は、当該床面積の合計の区分に応じ 452の15の項に掲げる金額と同一の金額										
		その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号イの基準に係る審査	同	［略］					その他の場合	同	［略］			
			建築物エネルギー消費性能基準等省令第１条第１項第１号ロの基準	同	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、 452の15の項に掲げる金額の２分の１に相当する金額										

		に係る審査				
452の18 建築物のエネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると	認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅の用に供する場合	戸建住宅	建築物1棟につき	5,000円	1　当該認定に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4　［略］
			共同住宅	［略］		
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	20,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	44,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	78,000円
		認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅以外の	［略］			
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満		同	26,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未		同	78,000円

452の18 建築物のエネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると	認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅の用に供する場合	戸建住宅	建築物1棟につき	4,000円	1　当該認定に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 2～4　［略］
			共同住宅	［略］		
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	19,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	42,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	76,000円
		認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅以外の	［略］			
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満		同	16,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満		同	25,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未		同	76,000円

			認められた計画（以下「建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出があ	用に供する場合	満								認められた計画（以下「建築物エネルギー消費性能事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出があ	用に供する場合	満					
					床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	123,000円								床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	120,000円				
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	156,000円								床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	151,000円				
					床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	195,000円								床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	189,000円				

| | | |

						床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	112,000円									床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	110,000円				
						床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	191,000円									床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メート	同	186,000円				

																	ル未満						
					床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	273,000円										床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	266,000円				
															建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）	戸建住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	同	18,000円				
																	床面積の合計が200平方メートル以	同	19,000円				

																			上					
																の基準に係る審査	共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	同	32,000円				
																		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	55,000円				
																		床面積の合計が2	同	99,000円				

																		,000平方メートル以上5,000平方メートル未満					
																		床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	148,000円			
																建築物エネルギー消費性能基準等	戸建住宅	床面積の合計が200平方メートル	同	25,000円			

															省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）の基準に係る審査		未満						
																	床面積の合計が200平方メートル以上	同	28,000円				
																共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	同	49,000円				
																	床面積の合計が300平方メートル以上2	同	82,000円				

																		,000平方メートル未満					
																		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	142,000円			
																		床面積の合計が5,000平方メート	同	207,000円			

																				ル以上									
				認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅以外の用に供する場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）の基準に係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満	同	221,000円						認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅以外の用に供する場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）の基準に係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満	同	216,000円			
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	358,000円								床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	270,000円			
																床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	348,000円			
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	510,000円								床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	496,000円			
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	628,000円								床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	611,000円			
						床面積の合計が10,000平方メート	同	742,000円								床面積の合計が10,000平方メート	同	722,000円			

						ル以上25,000平方メートル未満													ル以上25,000平方メートル未満										
						床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	846,000円											床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	823,000円								
					建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の基準に係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満	同	85,000円									建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）の基準に係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満	同	83,000円									
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	142,000円											床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	106,000円								
																			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	139,000円								
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	230,000円											床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	224,000円								
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	同	300,000円											床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	同	292,000円								

					平方メートル未満										平方メートル未満				
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	360,000円								床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	351,000円		
					床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	422,000円								床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	411,000円		
	452の19 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上事前審査適合計画であることを証明する書類の	認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅の用に供する場合	戸建住宅		建築物１棟につき	2,500円	1 当該認定に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第２項において準用する同法第35条第２項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 ２～４ ［略］			452の19 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					建築物１棟につき	認定申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ 452の18の項に掲げる金額の２分の１に相当する金額	1 当該認定に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第２項において準用する同法第30条第２項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、393の項に掲げる金額を加えた金額とする。 ２～４ ［略］
				共同住宅	床面積の合計が 300 平方メートル未満	同	4,500円												
					床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	10,000円												
					床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	22,000円												
					床面積の合計が 5,000平方メートル以上	同	39,000円												
			認	床面積の		同	4,500円												

			提出がある場合	定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅以外の用に供する場合	合計が 300平方メートル未満													
					床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	13,000円											
					床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	39,000円											
					床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	61,500円											
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	78,000円											
					床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	97,500円											
			建築物エネルギー消費性能向上	認定申請に係る建築物の全部又	戸建住宅	床面積の合計が 200平方メートル未満	同	17,000円										
						床面積の合計が 200平方メートル以上	同	19,000円										
					共同	床面積の合計	同	34,000円										

			事前審査適合計画であることを証明する書類の提出がない場合	は一部を住宅の用に供する場合	住宅	が300平方メートル未満													
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	56,000円											
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	95,500円											
						床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	136,500円											
				認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅以外の用	建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第1号イ	床面積の合計が300平方メートル未満	同	110,500円											
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	179,000円											
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ	同	255,000円											

				に供する場合	（1）及びロ（1）の基準に係る審査	ートル未満												
						床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	314,000円										
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	371,000円										
						床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	423,000円										
					建築物エネルギー消費性能基準等省令第10条第1号イ（2	床面積の合計が 300平方メートル未満	同	42,500円										
						床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	71,000円										
						床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	115,000円										

				）及びロ（２）の基準に係る審査	床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	150,000円											
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	180,000円											
					床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	211,000円											
	452の20 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1	認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅の用に供する場合	戸建住宅		建築物1棟につき	5,000円	1 認定申請に係る建築物が住宅及び住宅以外の用に供する複合建築物である場合は、それぞれの区分により算定した額の合計とする。 2 認定申請に係る建築物の全部又は一部が共同住宅の場合であって、建築物エネルギー消費性能基準等省令第4条第3項第2号の数値を設計一次エネルギー消費量とするときは、床面積の合計から共用部分の床面積を除いて算定した額とする										
				共同住宅	床面積の合計が 300平方メートル未満	同	9,000円											
					床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	20,000円											
					床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	44,000円											

			項に規定する基準に係る技術的審査に適合すると認められた書類（以下「建築物エネルギー消費性能基準適合証等」とい			床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	78,000円	。									
				認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅以外の用に供する場合		床面積の合計が300平方メートル未満	同	9,000円										
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	26,000円										
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	78,000円										
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	123,000円										
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	156,000円										
						床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	195,000円										

			う。）の提出がある場合																	
			建築物エネルギー消費性能基準適合証等の提出がない場合	認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅の用に供する場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準に係る審	戸建住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	同	34,000円											
							床面積の合計が200平方メートル以上	同	38,000円											
						共同住宅	床面積の合計が300	同	68,000円											

				査		平方メートル未満												
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	112,000円										
						床面積の合計が2,000平方メートル以上	同	191,000円										

						5,000平方メートル未満												
						床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	273,000円										
				建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第2	戸建住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	同	18,000円										
						床面積の合計が2	同	19,000円										

				号イ（2）及びロ（2）の基準に係る審査		00平方メートル以上													
					共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	同	32,000円											
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	55,000円											

						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	98,000円											
						床面積の合計が5,000平方メートル以上	同	148,000円											
					建築物エネルギ	戸建住宅	床面積の合計が	同	18,000円										

				ニ消費性能基準等省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の基準に係る審査		200平方メートル未満												
						床面積の合計が200平方メートル以上	同	19,000円										
					共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	同	33,000円										
						床面積の合計が300平	同	56,000円										

						方メートル以上2,000平方メートル未満													
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	101,000円											
						床面積の合計が	同	152,000円											

						5,000平方メートル以上												
			認定申請に係る建築物の全部又は一部を住宅以外の用に供する場合	建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号イの基準に係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満	同	221,000円											
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	358,000円											
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	510,000円											
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	628,000円											
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000	同	742,000円											

						平方メートル未満												
						床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	846,000円										
					建築物エネルギー消費性能基準等省令第1条第1項第1号ロの基準に係る審査	床面積の合計が 300 平方メートル未満	同	85,000円										
						床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000平方メートル未満	同	142,000円										
						床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	同	230,000円										
						床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満	同	300,000円										
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000 平方メートル	同	360,000円										

				未満									
				床面積の合計が25,000平方メートル以上	同	422,000円							
452の21　［略］								452の20　［略］					
［略］								［略］					

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。